

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2019年 2月19日
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【電話番号】	03-5411-3500
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型

（愛称を「ライフポイント 安定型」といいます。）

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型

（愛称を「ライフポイント 安定成長型」といいます。）

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

（愛称を「ライフポイント 成長型」といいます。）

なお、上記3ファンドを総称して「ライフポイント」または「ファンド」ということがあります。また、それぞれを「安定型」、「安定成長型」、「成長型」または「各ファンド」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。以下同じ。

ただし、収益分配金の再投資に係る取得申込みについては、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額については、委託会社の指定する登録金融機関および金融商品取引業者（以下、総称して「販売会社」といいます。）または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ラ安定」、「イ安定成長」、「フ成長」として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5)【申込手数料】

2.16%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせ下さい。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

スイッチングについては、後述の「(12) その他 スイッチング」をご参照下さい。

(6) 【申込単位】

販売会社がそれぞれ定める単位とします（申込単位は販売会社の取扱うコースによっても異なる場合があります。）。申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みについては1口の整数倍をもって受付けます。

確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2019年2月20日から2019年8月19日まで

申込期間については、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

販売会社が指定する日までに申込代金(取得申込金額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した金額。以下同じ。)を販売会社に支払うものとします。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みの販売会社に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込方法

(a) 原則としていつでも取得申込を行うことができます。ただし、毎年12月25日には取得申込みおよびスイッチングの受付を行いません。各営業日 の午後3時までに販売会社が受け付けた取得申込みを当日の受付分として取扱います。この時間を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

(b) 受益権の取得申込者は、販売会社で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

(c) 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

(d) ファンドの取得申込みには、分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります（両コース共、同様の内容の異なる名称のものを含みます。）。また、「自動けいぞく投資コース」を取扱う販売会社が自動けいぞく投資契約 に基づく定時定額購入サービス（同様の内容の異なる名称のものを含みます。）を取扱う場合があります。なお、販売会社により、取扱いコース等が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

(e) 「自動けいぞく投資コース」を利用される取得申込者は、販売会社との間で、別に定める自動けいぞく投資契約を締結していただきます。

自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを利用される取得申込者は、販売会社との間でファンドの受益権の定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

スイッチング

ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行うこと。以下同じ。）を行うことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日¹の基準価額とします。ただし、販売会社によっては一部または全部のファンドのスイッチングの取扱いができない場合があります。

スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金²がかかりますので、ご留意下さい。

1 前述の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

2 税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

取引所 等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程等の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド1兆円を限度として信託金を追加することができます。

なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

各ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外：

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合：

目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回(隔月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
不動産投信	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式・債券)(資産 配分固定型)))	日々	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他()			

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型）））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。各ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として複数の資産（株式（大型株および中小型属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）および公社債）に投資し、その資産配分については固定的としています。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり（部分ヘッジ）：

目論見書または信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）各ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式および公社債に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

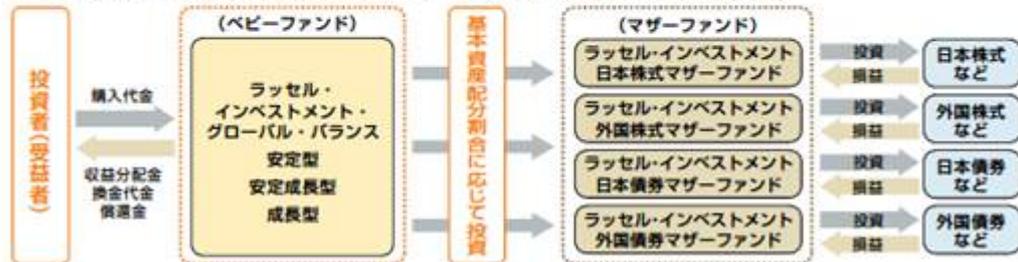
（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。各ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<ファンドの特色>

1

日本株式、外国株式、日本債券および外国債券(為替ヘッジあり)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)は、ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドへの投資部分については原則として為替ヘッジを行いません。ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については為替ヘッジ[®]を各ファンドで行います。
※為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図にかかる権限を委託します。

2

投資目的などに応じて資産配分割合の異なる3つのファンドから選択できます。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。



※上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

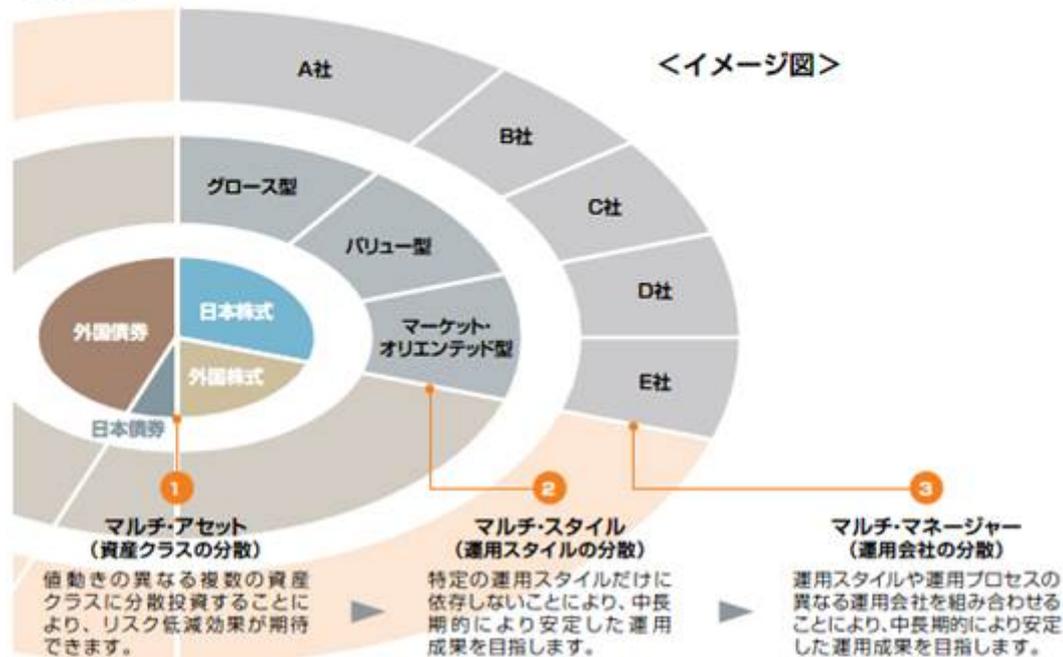
※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

(注)上記の図は、各ファンドの基本資産配分割合とリスク・リターンの関係を示したイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

3

3段階のリスク分散「マルチ・アセット、マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」

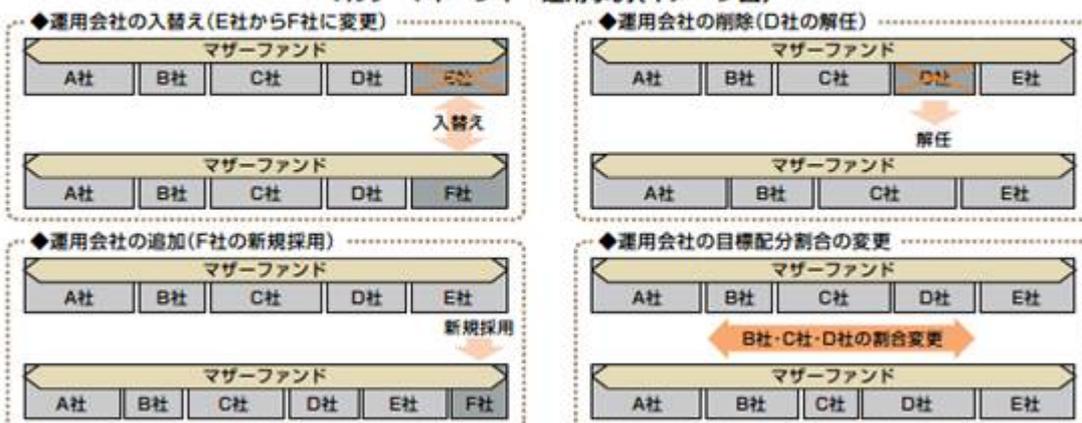
- マルチ・アセット(資産クラスの分散)、マルチ・スタイル(運用スタイルの分散)、マルチ・マネージャー(運用会社の分散)という3段階のリスク分散を行い、より安定した運用成果とリスクの低減を目指します。
- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。



- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、各ファンドはマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社を「投資助言会社」ということがあります。また、「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

※運用会社および運用スタイルについては、後述の「マザーファンドの概要」および「運用スタイルについて」をご参照ください。

■ マザーファンドの概要

●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2019年2月19日現在の状況は以下のとおりです。

マザーファンド	基本方針	運用会社 (外部委託先運用会社/投資助言会社)	運用スタイル	目標配分割合 (マザーファンドベース)
ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	日本の株式を主要投資対象とし、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。	アセットマネジメントOne株式会社(日本)	グロース(成長)型	25.0%
		カムイ・キャピタル株式会社(日本) (投資助言) ^(注1)		10.0%
		クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー(英国)		10.0%
		損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(日本)(投資助言) ^(注1)	バリュー(割安)型	30.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー(米国)		10.0%
		スパークス・アセット・マネジメント株式会社(日本)(投資助言) ^(注1)	マーケット・オリエンテッド型	15.0%
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとします。	フィエラ・キャピタル・インク(米国) (投資助言) ^(注1)	グロース(成長)型	15.0%
		モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)(投資助言) ^(注1)		15.0%
		サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)	バリュー(割安)型	20.0%
		ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)		15.0%
		ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)	マーケット・オリエンテッド型	22.5%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	12.5%
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	日本の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。	アセットマネジメントOne株式会社(日本)	広範囲型	50.0%
		ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(日本)		50.0%
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	日本を除く世界先進各国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとします。	コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド(英国)	マクロ・バリュー型	30.0%
		インサイト・インベスターズ・マネジメント(グローバル)リミテッド(英国)	広範囲型	70.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型:採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

*運用会社の目標配分割合は各マザーファンドにおける比率で、マザーファンド毎で100%となります。したがって、各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)における各運用会社の実質的な目標配分割合は、各ファンドの基本資産配分割合に当該運用会社の目標配分割合を乗じたものになります。

*各マザーファンドでは、マザーファンド全体の運用効率を高めること、各外部委託先運用会社の入替等に伴う資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用(他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。)等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

グロース(成長)型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

バリュー(割安)型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

マーケット・オリエンテッド型：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション(金利感応度)やイールドカーブ(利回り曲線)などといった超過収益の源泉の組合せによって運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

広範囲型：日本債券運用の場合は、金利戦略、クレジット/セクター戦略(クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。)の両戦略を用いる運用スタイルをいいます。

また、外国債券運用の場合は、金利戦略やクレジット/セクター戦略の他、通貨戦略等も含めた各種戦略を幅広く用いる運用スタイルをいいます。

マクロ・バリュー型：各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。

一般債重視型：国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

各マザーファンドのベンチマークについては、後述「3 投資リスク 参考情報」をご参照下さい。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

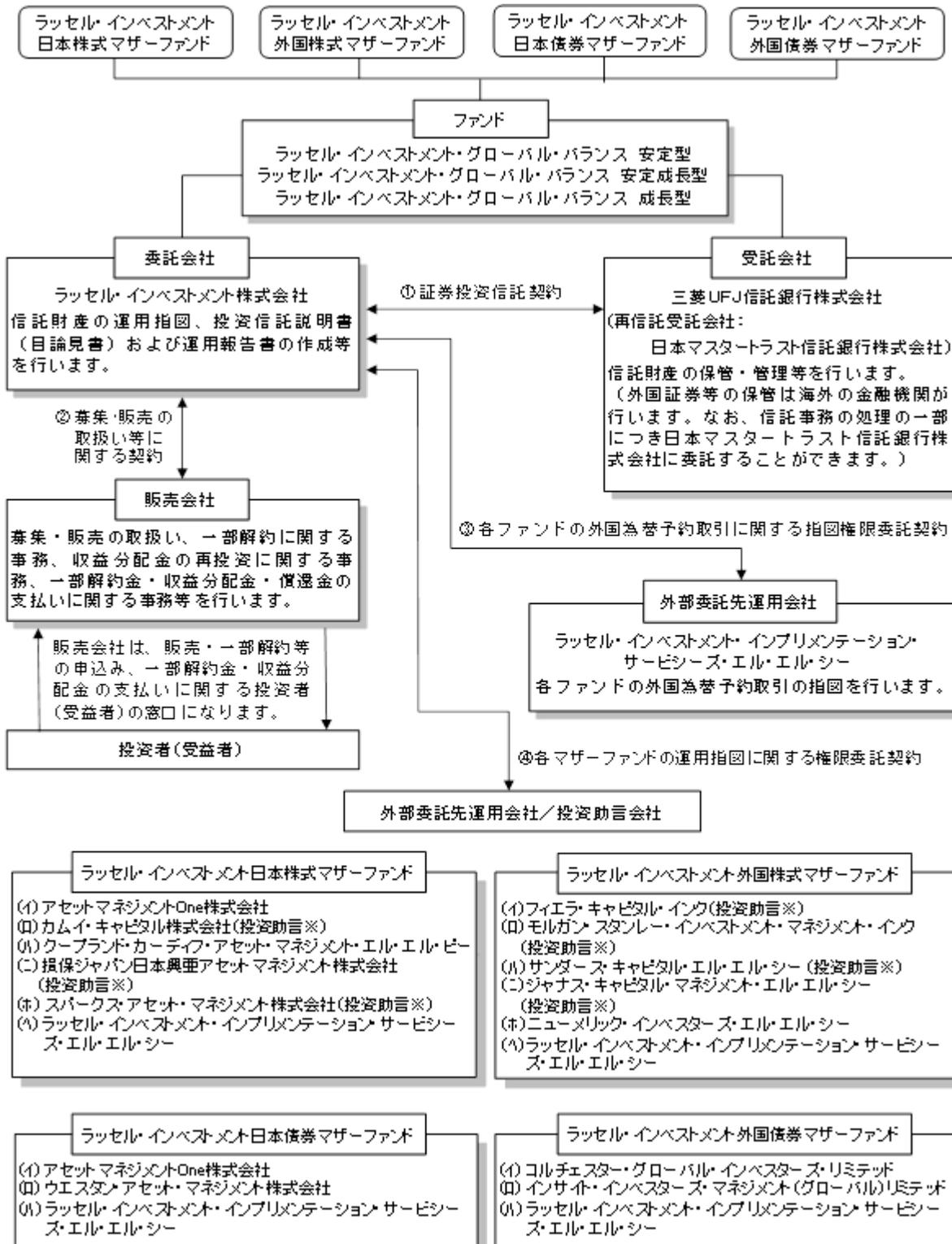
(2)【ファンドの沿革】

2006年4月28日 信託契約の締結、ファンドの設定日（運用開始日）

2016年8月18日 各ファンドの名称変更

(3)【ファンドの仕組み】

＜ファンドの関係法人および運営上の役割＞



各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注)上図は、2019年2月19日現在のものです。上記の外部委託先運用会社および投資助言会社は事前の告知なく随時変更され、2019年2月19日現在のものと異なることがあります。

< 契約の概要 >

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等に係る包括的な規則を定めた契約です。

各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結され、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券の外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。

各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、各マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

< 委託会社の概況 >

資本金 490百万円（2018年12月末現在）

沿革

1999年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
1999年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
1999年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
2000年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可取得
2002年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
2006年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
2006年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
2007年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（2018年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 ブラス・カナダ	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループ（以下「ラッセル・インベストメント」ということがあります。）の日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2018年9月末現在で約33兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

(a) 投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

(b) 投資態度

1. マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。

2. 各ファンドの基本資産配分割合は以下のとおりです。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。

資産クラス	日本株式	外国株式	日本債券	外国債券 (為替ヘッジあり)
マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド
安定型	15%	10%	5%	70%
安定成長型	30%	20%	5%	45%
成長型	40%	35%	5%	20%

3. 上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

4. ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドは、国内の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

5. ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

6. ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドは、日本の市場において取引されている公社債を主要投資対象とします。

7. ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドは、日本を除く世界先進各国の市場において取引されている公社債を主要投資対象とします。（当該マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分については、為替ヘッジを行うことを基本とします。）

為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービス・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図に係る権限を委託します。

8. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

ファンドはベンチマークを設けておりません。

(c) 運用プロセス

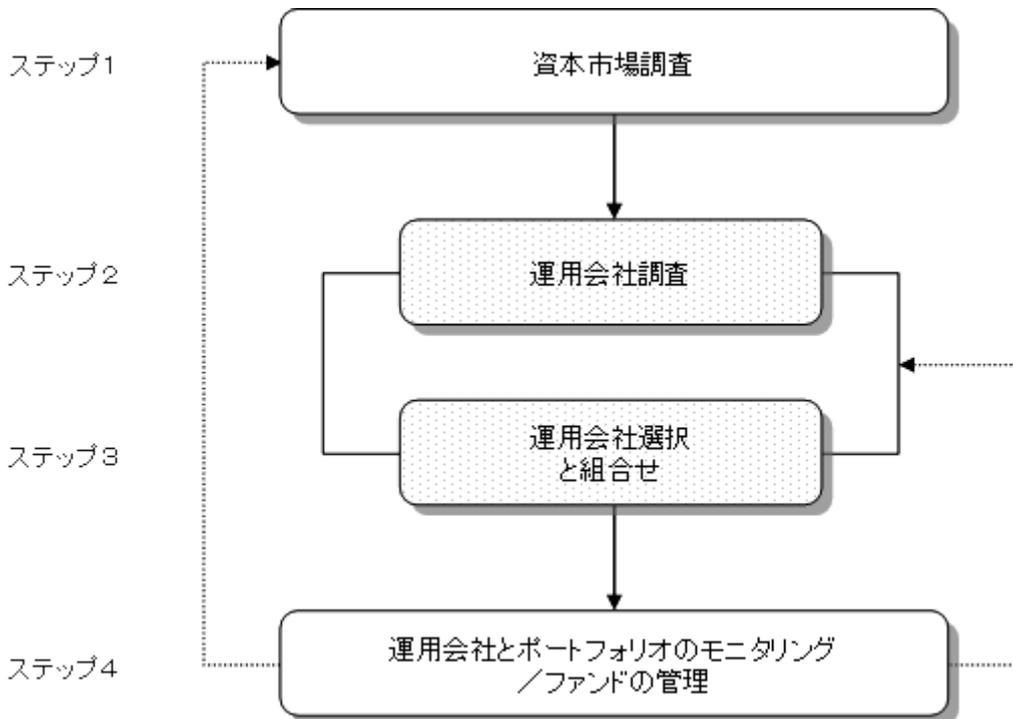
ライフポイントの運用プロセスは以下の2段階に大別されます。

1. マルチ・アセット（資産クラスの分散）

各ファンドにおける純資産総額に対する基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメントグループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適

化計算の結果に、定性判断を加えることにより決定されます。数値は年2回見直しを行い、その結果を受けて投資方針に定める範囲内で基本資産配分割合を変更することがあります。また、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

2. マルチ・スタイル（運用スタイルの分散）およびマルチ・マネージャー（運用会社の分散）各マザーファンドにおける「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



ステップ1： 資本市場調査

資産クラス毎に超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、各市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

ステップ2： 運用会社調査

アメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階の評価を行うことによって良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

ステップ3： 運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

ステップ4： 運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加等を行うことによりファンドの管理を行います。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（各ファンド共通）

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条ないし第29条に定めるものに限ります。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（各ファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、各ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各ファンド共通）

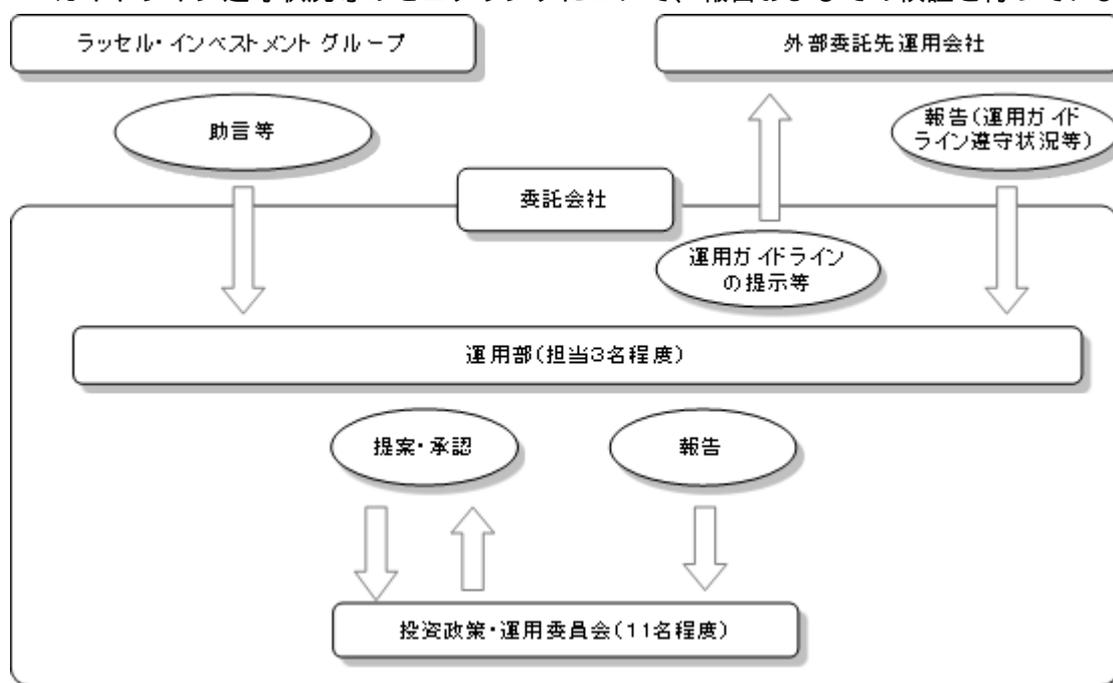
(3) 【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y oポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更および各マザーファンドで採用する外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。以下本項において同じ。）の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更などに関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメントグループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に定性判断を加えることにより決定されます。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、各マザーファンドの外部委託先運用会社の採用・変更や目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンスルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。
上記の体制等は2018年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の決算時（毎年11月18日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います（各ファンド共通）。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款による投資制限

- (a) 各ファンドの株式への実質投資割合 は以下のとおりです。
 - 「安定型」 : 信託財産の純資産総額の45%以内とします。
 - 「安定成長型」 : 信託財産の純資産総額の70%以内とします。
 - 「成長型」 : 信託財産の純資産総額の95%以内とします。

「実質投資割合」とは、ファンドの信託財産の純資産総額に対する、ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。
- (b) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。(各ファンド共通)
- (c) 各ファンドの外貨建資産への実質投資割合は以下のとおりです。
 - 「安定型」 : 制限を設けません。
 - 「安定成長型」 : 信託財産の純資産総額の85%以内とします。
 - 「成長型」 : 信託財産の純資産総額の75%以内とします。
- (d) 委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f) 投資する株式等の範囲(各ファンド共通)
 1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (g) 信用取引の指図範囲(各ファンド共通)
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の信用取引の指図における当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (h) 先物取引等の運用指図・目的・範囲(各ファンド共通)
 1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の

取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (i) スワップ取引の運用指図・目的・範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k) 有価証券の貸付の指図および範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 前記1.に定める各限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (l) 公社債の空売りの指図範囲(各ファンド共通)
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 前記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 公社債の借入れ（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（各ファンド共通）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

(p) 資金の借入れ（各ファンド共通）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

各ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

(a) デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

(b) 同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

(参考) マザーファンドの投資方針

(1) マザーファンドの投資態度

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

1. わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含まず。)されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
3. TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。
4. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

1. 日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

1. 日本の市場において取引されている公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

1. 日本を除く世界先進各国の市場において取引されている公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。
2. FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとします。
3. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。

(2) マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類（各マザーファンド共通）

各マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1.に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(a) 有価証券の指図範囲（ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 有価証券の指図範囲（ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド）

委託会社（運用の指図にかかる権限の委託を受けた者を含みます。以下、において同じ。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（各マザーファンド共通）

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、各マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（各マザーファンド共通）

(3) マザーファンドの投資制限

各マザーファンドにおける株式等への投資割合は以下のとおりです。

- (ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド)
株式への投資割合には制限を設けません。
- (ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)
- (a) 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (b) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

各マザーファンドにおける投資信託証券への投資割合は以下のとおりです。

- (ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド)
投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)
投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。(各マザーファンド共通)

- (ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド)
委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- (ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)
委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

投資する株式等の範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 前記1.の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
3. 信託財産の一部解約等により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数

等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (a) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド)
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、信託財産において担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2. 前記1.に定める各限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

外貨建資産への投資制限

(ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド)

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

(ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド)

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

(ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドおよびラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド)

外貨建資産への投資割合について制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(各マザーファンド共通)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(各マザーファンド共通)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図は、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を行うものとします。

(4)マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2投資方針(5)投資制限 法令上の投資制限」において、各ファンドについて掲げたものと同じです。

(5)マザーファンドで採用している運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)

2019年2月19日現在、各マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

(イ) 商号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》
委託内容：グロース(成長)型株式に重点をおいた運用

(ロ) 商号：カムイ・キャピタル株式会社《日本》[投資助言]
投資助言内容：グロース(成長)型株式に重点をおいた運用

(ハ) 商号：クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー《英国》
委託内容：グロース(成長)型株式に重点をおいた運用

- (ニ) 商号：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社《日本》[投資助言]
投資助言内容：バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用
- (ホ) 商号：スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》[投資助言]
投資助言内容：マーケット・オリエンテッド型の運用
- (ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：
1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。
2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント^(注)）
4) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

(注) マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントに係る有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。以下同じ。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》が運用の指図を行います。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

- (イ) 商号：フィエラ・キャピタル・インク《米国》[投資助言]
投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
- (ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》
[投資助言]
投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
- (ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》[投資助言]
投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用
- (二) 商号：ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》[投資助言]
投資助言内容：外国株式を対象としたバリュー（割安）型の運用
- (ホ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
- (ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：前述の「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」と同じ。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》が運用の指図を行います。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

- (イ) 商号：アセットマネジメントOne株式会社《日本》
委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
- (ロ) 商号：ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社《日本》
委託内容：国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
- (ハ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー 米国
委託内容：
1) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
2) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。(トランジション・マネジメント)
3) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用(他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。)

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

- (イ) 商号：コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド《英国》
委託内容：格付けの高い国の国債(またはこれに準ずる債券)への投資を中心とした運用
- (ロ) 商号：インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド《英国》
委託内容：国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用
- (ハ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
委託内容：前述の「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」と同じ。

各マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

各マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者(従来の証券会社)以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 金利変動リスク

債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) 債券の発行体の信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(e) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分について、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。

(f) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(g) 流動性リスク

ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行います。組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記はファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(a) ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(b) ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(d) 取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。

(e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性もあります。

(f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

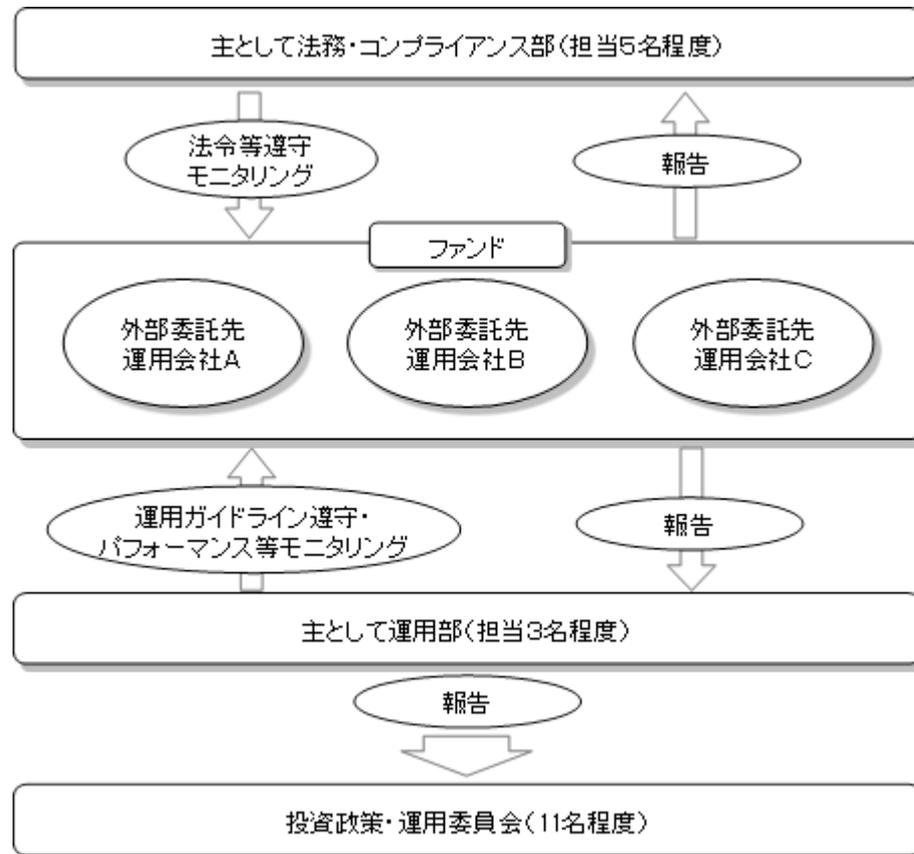
外部委託先運用会社の管理

- 外部委託先運用会社については、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャー(社内規程)に基づき、管理しています。
- 委託会社は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述するとともに、業種別のベンチマーク乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。

- ・ 外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が運用部から、投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・ 外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理(売買執行にかかるモニタリング等を除きます。)を行います。
- ・ グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンド全体での管理は、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。また、同部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっています。



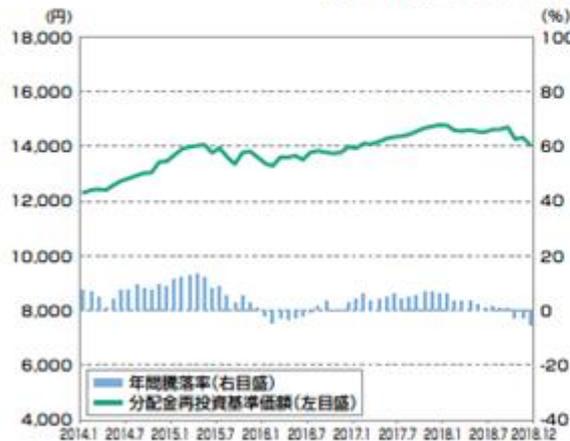
上記の体制等は2018年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

《安定型》

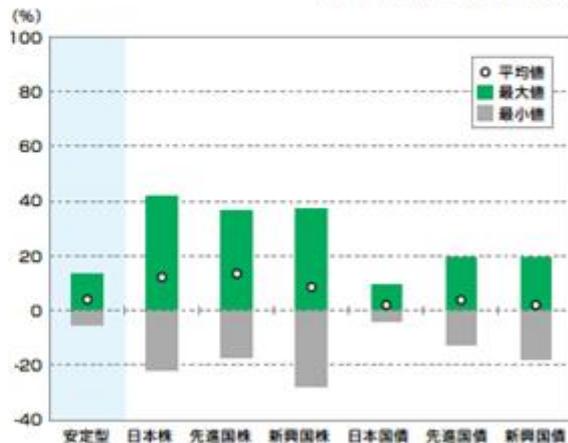
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年1月末～2018年12月末)



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月末～2018年12月末)



(単位:%)	安定型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	4.0	12.2	13.4	8.5	2.0	3.8	2.0
最大値	13.1	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.2
最小値	-5.0	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-18.1

《安定成長型》

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年1月末～2018年12月末)



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月末～2018年12月末)



(単位:%)	安定成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.9	12.2	13.4	8.5	2.0	3.8	2.0
最大値	19.8	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.2
最小値	-8.6	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-18.1

〈成長型〉

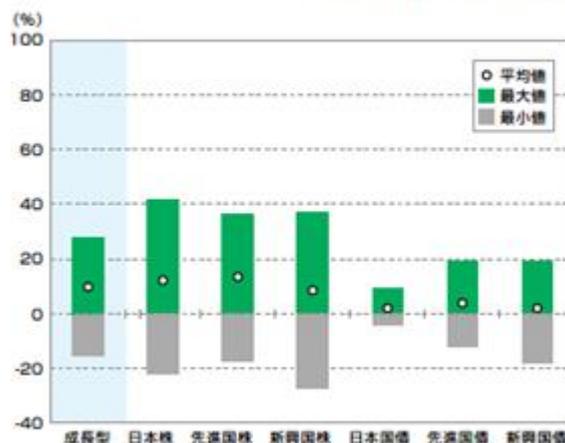
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2014年1月末～2018年12月末)



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年1月末～2018年12月末)



(単位:%)	成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	9.8	12.2	13.4	8.5	2.0	3.8	2.0
最大値	27.7	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.2
最小値	-15.4	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-18.1

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間で各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の「追加的記載事項」をご参照ください。

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCI KOKUSAI(配当込み)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

＜各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について＞

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPI総合指数は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

2.16%¹（税込 2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料²となります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

1 消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

(2)【換金（解約）手数料】

該当事項はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの計算期間を通じて毎日、各ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

信託報酬の配分（年率）

ファンド	信託報酬	支払先の配分		
		委託会社	販売会社	受託会社
安定型	1.2096% (税抜1.12%)	0.6696% (税抜0.62%)	0.4320% (税抜 0.40%)	0.1080% (税抜 0.10%)
安定成長型	1.2312% (税抜1.14%)	0.6912% (税抜0.64%)	0.4320% (税抜 0.40%)	0.1080% (税抜 0.10%)
成長型	1.2636% (税抜1.17%)	0.7236% (税抜0.67%)	0.4320% (税抜 0.40%)	0.1080% (税抜 0.10%)

税法が改正された場合等は、消費税等相当額が変更になることがあります。

（役務の内容）

委託会社	各ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	各ファンドの資産管理等の対価

上記の信託報酬は日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。なお、委託会社の報酬には、各ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限の委託および各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社への報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産中からの直接の支弁は行いません。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

各ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

なお、その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

各ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者がファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等でファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

（注1）上記は2018年12月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

（注2）税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は2018年12月末現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

安定型

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	260,590,316	97.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,030,570	2.63
合計(純資産総額)		267,620,886	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

安定成長型

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	978,281,359	97.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	30,155,285	2.99
合計(純資産総額)		1,008,436,644	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

成長型

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	459,209,165	99.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,491,223	0.32
合計(純資産総額)		460,700,388	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考)

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	32,962,086,560	88.80
投資証券	日本	68,937,960	0.19
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,086,547,943	11.01
合計(純資産総額)		37,117,572,463	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	日本	3,718,815,000	10.02

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

株式	アメリカ	16,685,546,258	54.07
	カナダ	724,853,806	2.35
	メキシコ	28,707,321	0.09
	パナマ	21,097,256	0.07
	ドイツ	504,042,883	1.63
	イタリア	338,656,252	1.10
	フランス	667,360,553	2.16
	オランダ	543,931,267	1.76
	スペイン	297,532,430	0.96
	ベルギー	70,978,021	0.23
	オーストリア	45,517,369	0.15
	ルクセンブルク	46,005,994	0.15
	フィンランド	35,289,948	0.11
	アイルランド	387,601,588	1.26
	ポルトガル	5,243,307	0.02
	イギリス	2,015,457,245	6.53
	スイス	1,806,804,050	5.85
	スウェーデン	114,789,895	0.37
	ノルウェー	184,422,548	0.60
	デンマーク	223,564,668	0.72
	ケイマン諸島	392,453,061	1.27
	リベリア	5,374,882	0.02
	オーストラリア	305,404,025	0.99
	バミューダ	281,246,443	0.91
	香港	137,818,438	0.45
	シンガポール	272,570,184	0.88
	タイ	101,504,333	0.33
	韓国	612,969,015	1.99
	台湾	477,098,420	1.55
	中国	221,955,876	0.72
	インド	335,377,464	1.09
	イスラエル	49,369,235	0.16
	南アフリカ	47,058,813	0.15
プエルトリコ	9,808,959	0.03	
キュラソー	27,603,352	0.09	
ジャージー	54,519,788	0.18	
小計	28,079,534,947	90.99	
投資証券	アメリカ	182,611,534	0.59
	カナダ	26,492,777	0.09
	フランス	14,536,140	0.05
	イギリス	4,603,042	0.01
	オーストラリア	67,689,340	0.22
	香港	58,349,999	0.19
	小計	354,282,832	1.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,426,448,604	7.86
合計(純資産総額)		30,860,266,383	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----	------	---------	---------

株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,762,129,324	5.71
		カナダ	387,624,337	1.26
		ドイツ	926,544,374	3.00
		スイス	81,623,511	0.26
		オーストラリア	65,120,031	0.21
		香港	54,051,324	0.18
		フランス	589,528,920	1.91
	売建	アメリカ	1,094,415,525	3.55
		ドイツ	148,488,400	0.48
		スイス	299,286,207	0.97

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	5,255,034,894	48.36
	メキシコ	100,063,000	0.92
	小計	5,355,097,894	49.28
地方債証券	日本	1,855,550,500	17.08
特殊債券	日本	670,513,113	6.17
	韓国	100,028,000	0.92
	小計	770,541,113	7.09
社債券	日本	1,716,862,700	15.80
	アメリカ	203,828,000	1.88
	フランス	99,619,000	0.92
	イギリス	96,733,000	0.89
	スウェーデン	100,289,000	0.92
	オーストラリア	100,137,000	0.92
	韓国	100,128,000	0.92
	小計	2,417,596,700	22.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		467,522,415	4.30
合計(純資産総額)		10,866,308,622	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引	買建	日本	1,677,280,000	15.44

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

国債証券	アメリカ	3,719,166,838	41.08
	カナダ	129,992,828	1.44
	メキシコ	316,267,200	3.49
	ドイツ	302,191,285	3.34
	イタリア	599,198,825	6.62
	フランス	407,380,105	4.50
	オランダ	50,721,403	0.56
	スペイン	725,912,671	8.02
	ベルギー	276,447,352	3.05
	オーストリア	82,982,203	0.92
	アイルランド	101,396,078	1.12
	ギリシャ	42,876,470	0.47
	イギリス	372,556,741	4.12
	デンマーク	14,830,083	0.16
	ポーランド	287,922,176	3.18
	オーストラリア	226,488,123	2.50
	ニュージーランド	194,481,804	2.15
	シンガポール	251,215,506	2.77
	マレーシア	190,007,844	2.10
	小計	8,292,035,535	91.59
地方債証券	カナダ	48,057,821	0.53
特殊債券	カナダ	16,095,145	0.18
	ドイツ	55,087,635	0.61
	国際機関	58,429,288	0.65
	小計	129,612,068	1.43
社債券	アメリカ	55,090,350	0.61
	ドイツ	38,145,659	0.42
	オランダ	37,527,845	0.41
	小計	130,763,854	1.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	452,722,643	5.00
合計(純資産総額)		9,053,191,921	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引	買建	アメリカ	267,076,406	2.95
		ドイツ	62,381,130	0.69
	売建	アメリカ	703,595,169	7.77
		ドイツ	606,018,600	6.69

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

安定型

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント日本株式マ ザーファンド	11,861,841	2.3023	27,309,985	2.0755	24,619,250	9.20
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント外国株式マ ザーファンド	14,575,481	2.8162	41,048,636	2.5573	37,273,877	13.93

日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント日本債券マ ザーファンド	9,612,744	1.4191	13,641,445	1.4288	13,734,688	5.13
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント外国債券マ ザーファンド	59,674,948	3.1006	185,028,144	3.0995	184,962,501	69.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

安定成長型

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント日本株 式マザーファンド	114,767,499	2.3017	264,168,388	2.0755	238,199,944	23.62
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント外国株 式マザーファンド	93,629,622	2.8175	263,802,137	2.5573	239,439,032	23.74
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント日本債 券マザーファンド	35,900,331	1.4191	50,946,160	1.4288	51,294,392	5.09
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント外国債 券マザーファンド	144,974,348	3.1009	449,550,956	3.0995	449,347,991	44.56

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

成長型

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント日本株 式マザーファンド	75,615,032	2.3023	174,091,120	2.0755	156,938,998	34.07
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント外国株 式マザーファンド	70,988,077	2.8184	200,076,042	2.5573	181,537,809	39.40
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント日本債 券マザーファンド	17,799,436	1.4191	25,259,564	1.4288	25,431,834	5.52
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベ ストメント外国債 券マザーファンド	30,747,064	3.1010	95,346,646	3.0995	95,300,524	20.69

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

安定型

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	97.37
	合計	97.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

安定成長型

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	97.01
	合計	97.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

成長型

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.68

合計	99.68
----	-------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三菱商事	卸売業	221,700	2,932.07	650,042,103	3,020.00	669,534,000	1.80
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	215,800	3,522.50	760,157,005	2,894.50	624,633,100	1.68
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,143,500	670.00	766,150,321	537.90	615,088,650	1.66
4	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	310,000	2,261.83	701,169,131	1,892.50	586,675,000	1.58
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	215,700	2,789.73	601,745,279	2,662.50	574,301,250	1.55
6	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	379,200	1,631.13	618,527,781	1,462.00	554,390,400	1.49
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	151,200	4,358.55	659,014,252	3,645.00	551,124,000	1.48
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	9,500	64,150.57	609,430,415	55,680.00	528,960,000	1.43
9	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	117,000	5,111.70	598,069,155	4,482.00	524,394,000	1.41
10	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	594,800	1,046.07	622,205,830	880.30	523,602,440	1.41
11	日本	株式	三菱重工業	機械	128,900	4,197.93	541,113,464	3,956.00	509,928,400	1.37
12	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	294,700	2,028.10	597,683,049	1,718.00	506,294,600	1.36
13	日本	株式	テルモ	精密機器	79,300	5,972.16	473,592,288	6,224.00	493,563,200	1.33
14	日本	株式	ユニ・チャーム	化学	138,100	3,135.14	432,963,132	3,559.00	491,497,900	1.32
15	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	1,141,000	577.97	659,472,442	420.80	480,132,800	1.29
16	日本	株式	日本電産	電気機器	37,300	16,531.59	616,628,322	12,475.00	465,317,500	1.25
17	日本	株式	マツダ	輸送用機器	378,800	1,393.01	527,675,513	1,135.00	429,938,000	1.16
18	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	101,800	4,500.22	458,122,567	4,022.00	409,439,600	1.10
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	54,000	8,706.10	470,129,400	7,305.00	394,470,000	1.06
20	日本	株式	花王	化学	48,000	7,915.46	379,942,080	8,154.00	391,392,000	1.05
21	日本	株式	ダイキン工業	機械	33,200	13,054.53	433,410,535	11,695.00	388,274,000	1.05
22	日本	株式	ジェイ エフ イーホールディングス	鉄鋼	212,100	2,258.37	479,000,858	1,757.00	372,659,700	1.00
23	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	141,700	2,927.07	414,766,056	2,616.50	370,758,050	1.00
24	日本	株式	KDDI	情報・通信業	135,500	2,920.84	395,775,073	2,624.00	355,552,000	0.96
25	日本	株式	日本郵船	海運業	185,500	2,133.81	395,822,974	1,691.00	313,680,500	0.85

26	日本	株式	ヤマダ電機	小売業	583,900	561.62	327,934,681	527.00	307,715,300	0.83
27	日本	株式	ロート製薬	医薬品	102,200	3,155.80	322,522,760	3,000.00	306,600,000	0.83
28	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	45,800	6,994.55	320,350,390	6,406.00	293,394,800	0.79
29	日本	株式	デンソー	輸送用機器	59,900	5,365.64	321,402,229	4,893.00	293,090,700	0.79
30	日本	株式	良品計画	小売業	10,800	33,855.28	365,637,097	26,550.00	286,740,000	0.77

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.29
		鉱業	0.20
		建設業	2.30
		食料品	1.76
		繊維製品	0.02
		パルプ・紙	0.65
		化学	4.53
		医薬品	3.34
		石油・石炭製品	0.23
		ガラス・土石製品	0.62
		鉄鋼	2.91
		非鉄金属	2.74
		金属製品	0.55
		機械	4.17
		電気機器	6.37
		輸送用機器	8.80
		精密機器	3.37
		その他製品	2.63
		電気・ガス業	0.16
		陸運業	1.73
		海運業	1.00
		倉庫・運輸関連業	0.05
		情報・通信業	9.22
		卸売業	4.47
小売業	6.34		
銀行業	5.55		
証券、商品先物取引業	2.26		
保険業	2.44		
その他金融業	1.82		
不動産業	1.83		
サービス業	6.47		
投資証券	国内		0.19
合計			88.99

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
-------	-----	-------	----	-----------	----	-------------	------------	-----------------

株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX株価指数 先物	2019年 3月	買建	249	3,917,176,539	3,718,815,000	10.02
--------------	-------	-----------------	-------------	----	-----	---------------	---------------	-------

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場
評価しております。

(参考)ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	49,992	14,531.79	726,473,699	14,142.51	707,012,360	2.29
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	56,215	10,994.55	618,058,629	11,230.98	631,349,541	2.05
3	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	113,044	4,081.07	461,340,981	4,756.34	537,676,829	1.74
4	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテ クノロジー・ライ フサイエンス	20,243	24,663.08	499,254,758	26,528.03	537,007,012	1.74
5	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバ コ	55,636	8,596.56	478,278,713	8,812.66	490,301,430	1.59
6	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製 造装置	594,293	855.61	508,484,222	802.79	477,098,420	1.55
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	4,036	121,133.79	488,895,979	115,870.67	467,654,064	1.52
8	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・ サービス	22,029	20,316.32	447,548,433	20,944.58	461,388,373	1.50
9	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	85,942	5,797.38	498,238,725	5,053.83	434,336,258	1.41
10	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバ コ	35,522	12,119.18	430,497,849	12,145.62	431,436,714	1.40
11	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	83,162	5,195.73	432,088,117	4,991.67	415,117,261	1.35
12	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	21,879	20,263.05	443,335,271	17,332.64	379,221,049	1.23
13	アメリカ	株式	FACEBOOK INC- CLASS A	メディア・娯楽	24,690	17,657.87	435,973,057	14,931.72	368,664,167	1.19
14	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソ ナル用品	34,811	9,088.67	316,386,039	10,214.21	355,567,212	1.15
15	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ ハードウェアおよ び機器	92,293	4,790.82	442,160,055	3,802.05	350,902,601	1.14
16	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,879	122,231.14	351,903,455	116,871.89	336,474,200	1.09
17	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	52,425	7,579.71	397,366,496	5,746.47	301,258,690	0.98
18	インド	株式	HDFC BANK LTD- ADR	銀行	26,405	10,950.38	289,144,914	11,350.85	299,719,458	0.97
19	アメリカ	株式	CIGNA CORP	ヘルスケア機器・ サービス	13,762	19,684.74	270,901,392	21,399.69	294,502,534	0.95
20	アイルラ ンド	株式	MEDTRONIC PLC	ヘルスケア機器・ サービス	29,267	9,600.38	280,974,614	9,951.14	291,240,307	0.94

21	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	各種金融	17,338	18,384.16	318,744,637	15,534.44	269,336,294	0.87
22	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	390,535	717.75	280,306,730	682.42	266,510,811	0.86
23	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	小売	1,354	222,450.65	301,198,193	190,675.79	258,175,033	0.84
24	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,571	175,780.96	276,151,899	162,242.04	254,882,245	0.83
25	アメリカ	株式	GILEAD SCIENCES INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	35,405	8,216.21	290,895,269	6,986.34	247,351,368	0.80
26	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	8,516	26,944.14	229,456,297	27,302.67	232,509,538	0.75
27	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・パーソナル用品	38,141	5,915.66	225,629,189	5,905.50	225,241,676	0.73
28	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	56,192	3,473.57	195,187,171	3,885.12	218,312,865	0.71
29	アメリカ	株式	EXELON CORP	公益事業	42,847	4,685.30	200,751,477	4,970.57	212,974,441	0.69
30	ケイマン諸島	株式	TAL EDUCATION GROUP- ADR	消費者サービス	69,541	3,423.54	238,076,829	2,917.07	202,856,660	0.66

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	6.41
		素材	2.08
		資本財	6.08
		商業・専門サービス	0.77
		運輸	1.05
		自動車・自動車部品	1.06
		耐久消費財・アパレル	2.66
		消費者サービス	2.03
		メディア・娯楽	5.08
		小売	3.90
		食品・生活必需品小売り	1.04
		食品・飲料・タバコ	6.91
		家庭用品・パーソナル用品	2.64
		ヘルスケア機器・サービス	4.80
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.28
		銀行	9.68
		各種金融	3.79
		保険	3.05
		不動産	0.53
		ソフトウェア・サービス	7.95
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.11		
電気通信サービス	2.58		
公益事業	2.57		
半導体・半導体製造装置	1.94		
投資証券	外国		1.15
合計			92.14

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI	2019年 3月	買建	116	1,666,978,493	1,606,216,620	5.20
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	DAX INDEX	2019年 3月	買建	18	618,531,078	592,445,474	1.92
	Euronext	CAC40 10EURO	2019年 1月	買建	101	616,734,490	589,528,920	1.91
	モントリオール 取引所	S&P/TSX 60	2019年 3月	買建	28	399,560,440	387,624,337	1.26
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	EURO STOX 50	2019年 3月	買建	90	348,390,645	334,098,900	1.08
	インターコンチ ネンタル取引所	FTSE 100	2019年 3月	買建	17	160,589,116	155,912,704	0.51
	ユーレックス・ チューリッヒ取 引所	SWISS MKT	2019年 3月	買建	9	85,975,471	81,623,511	0.26
	シドニー先物取 引所	SPI 200	2019年 3月	買建	6	65,453,939	65,120,031	0.21
	香港先物取引所	HANG SENG	2019年 1月	買建	3	54,472,844	54,051,324	0.18
	ユーレックス・ チューリッヒ取 引所	SWISS MKT	2019年 3月	売建	33	317,385,900	299,286,207	0.97
	ニューヨーク先 物取引所	miniMSCI Emg	2019年 3月	売建	149	804,666,628	795,360,510	2.58
	シカゴ商業取引 所	S&P500 EMINI	2019年 3月	売建	11	157,390,860	152,313,645	0.49
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所	EURO STOX 50	2019年 3月	売建	40	155,261,386	148,488,400	0.48
	インターコンチ ネンタル取引所	FTSE 100	2019年 3月	売建	16	151,216,187	146,741,370	0.48

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(参考)ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第352回 利付国債(1 0年)	604,000,000	100.46	606,812,710	101.02	610,160,800	0.1	2028/9/20	5.62
2	日本	特殊債券	第3回 公営 企業債券(2 0年)	300,000,000	104.28	312,855,000	104.13	312,408,000	1.03	2023/3/22	2.88
3	日本	地方債証 券	第16回 平 成21年度愛 知県公募公債	200,000,000	120.71	241,422,000	121.28	242,578,000	2.218	2029/12/20	2.23
4	日本	国債証券	第156回 利付国債(2 0年)	225,000,000	98.56	221,764,500	100.24	225,544,500	0.4	2036/3/20	2.08

5	日本	国債証券	第60回 利付国債(30年)	201,000,000	101.69	204,398,960	104.79	210,627,900	0.9	2048/9/20	1.94
6	日本	地方債証券	第724回 東京都公募公債	200,000,000	103.33	206,674,000	103.21	206,424,000	0.7	2023/9/20	1.90
7	日本	地方債証券	第12回 平成29年度静岡県公募公債(5年)	200,000,000	100.08	200,162,000	100.03	200,078,000	0.03	2022/12/20	1.84
8	日本	地方債証券	第10回 平成29年度福岡市公募公債(5年)	200,000,000	100.08	200,162,000	100.03	200,078,000	0.03	2022/12/26	1.84
9	日本	国債証券	第20回 利付国債(物価連動10年)	190,000,000	104.00	199,971,200	102.85	198,346,225	0.1	2025/3/10	1.83
10	日本	国債証券	第347回 利付国債(10年)	190,000,000	100.72	191,383,200	101.61	193,076,100	0.1	2027/6/20	1.78
11	日本	国債証券	第340回 利付国債(10年)	178,000,000	103.15	183,617,680	103.69	184,571,760	0.4	2025/9/20	1.70
12	日本	国債証券	第348回 利付国債(10年)	180,000,000	100.61	181,108,800	101.53	182,761,200	0.1	2027/9/20	1.68
13	日本	国債証券	第22回 利付国債(物価連動10年)	170,000,000	104.45	180,109,504	103.50	178,900,679	0.1	2027/3/10	1.65
14	日本	社債券	第304回 北陸電力株式会社社債	170,000,000	103.86	176,563,600	103.69	176,283,200	0.989	2023/10/25	1.62
15	日本	地方債証券	第136回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	103.26	154,896,000	103.28	154,933,500	0.611	2024/7/25	1.43
16	日本	国債証券	第137回 利付国債(5年)	130,000,000	100.96	131,257,500	101.20	131,571,700	0.1	2023/9/20	1.21
17	日本	国債証券	第392回 利付国債(2年)	130,000,000	100.46	130,603,200	100.43	130,561,600	0.1	2020/9/1	1.20
18	日本	国債証券	第345回 利付国債(10年)	120,000,000	100.88	121,066,800	101.72	122,071,200	0.1	2026/12/20	1.12
19	日本	国債証券	第34回 利付国債(30年)	90,000,000	131.24	118,121,400	133.97	120,578,400	2.2	2041/3/20	1.11
20	日本	国債証券	第143回 利付国債(20年)	100,000,000	117.77	117,778,000	119.17	119,173,000	1.6	2033/3/20	1.10
21	日本	国債証券	第11回 利付国債(40年)	120,000,000	94.83	113,807,200	98.82	118,584,000	0.8	2058/3/20	1.09
22	日本	地方債証券	第16回 東京都公募公債	100,000,000	117.43	117,432,000	117.94	117,940,000	2.01	2028/12/20	1.09

23	日本	国債証券	第138回 利付国債(20年)	100,000,000	116.11	116,113,000	117.42	117,420,000	1.5	2032/6/20	1.08
24	日本	地方債証券	第32回 東京 都公募公債 (20年)	100,000,000	110.96	110,969,000	112.07	112,074,000	1.293	2035/6/20	1.03
25	日本	国債証券	第162回 利付国債(20年)	109,000,000	100.59	109,648,550	102.50	111,725,000	0.6	2037/9/20	1.03
26	日本	地方債証券	第4回 静岡 県公募公債 (15年)	100,000,000	110.65	110,654,000	111.16	111,164,000	1.338	2028/6/23	1.02
27	日本	国債証券	第118回 利付国債(20年)	90,000,000	120.85	108,766,800	121.79	109,618,200	2	2030/6/20	1.01
28	日本	社債券	第372回 中国電力株式 会社社債	100,000,000	103.93	103,939,000	103.83	103,834,000	1.204	2022/8/25	0.96
29	日本	社債券	第105回 三菱地所株式 会社無担保社 債	100,000,000	103.55	103,550,000	103.48	103,482,000	1.178	2022/3/23	0.95
30	日本	国債証券	第338回 利付国債(10年)	100,000,000	103.02	103,020,000	103.44	103,445,000	0.4	2025/3/20	0.95

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国債証券	国内	48.36
	外国	0.92
地方債証券	国内	17.08
特殊債券	国内	6.17
	外国	0.92
社債券	国内	15.80
	外国	6.45
合計		95.70

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	大阪取引所	長期国債標準 物先物	2019年 3月	買建	11	1,669,918,800	1,677,280,000	15.44

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場
評価しております。

(参考)ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4,500,000	10,642.42	478,908,916	10,766.55	484,495,020	1.125	2021/2/28	5.35
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,700,000	11,083.09	410,074,582	11,099.33	410,675,358	1.5	2018/12/31	4.54
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,450,000	11,444.12	394,822,279	11,465.52	395,560,542	3.125	2028/11/15	4.37
4	イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000	12,170.14	267,743,295	12,709.30	279,604,744	1.45	2022/9/15	3.09
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,500,000	11,008.42	275,210,709	11,034.95	275,873,850	1.125	2019/5/31	3.05
6	スペイン	国債 証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,000,000	13,310.13	266,202,654	13,195.93	263,918,700	4.3	2019/10/31	2.92
7	スペイン	国債 証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,925,000	12,885.82	248,052,163	12,930.12	248,904,887	1.3	2026/10/31	2.75
8	ベルギー	国債 証券	BELGIUM KINGDOM	1,500,000	14,920.64	223,809,618	14,872.61	223,089,216	4.25	2022/9/28	2.46
9	アメリカ	国債 証券	TSY INFL IX N/B	1,788,300	11,471.85	221,923,413	11,492.60	222,942,359	1.375	2044/2/15	2.46
10	イギリス	国債 証券	UK TSY	935,000	19,147.70	179,031,030	19,396.91	181,361,137	4.25	2036/3/7	2.00
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,590,000	10,493.00	166,838,836	10,691.96	170,002,228	2.25	2027/8/15	1.88
12	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,596,000	9,949.46	158,793,519	10,189.02	162,616,806	1.5	2026/8/15	1.80
13	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,445,000	10,612.99	153,357,818	10,725.37	154,981,669	1.125	2021/6/30	1.71
14	フランス	国債 証券	FRANCE GOVERNMENT	675,000	20,233.84	136,578,480	20,352.71	137,380,828	4.5	2041/4/25	1.52
15	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	975,000	13,352.63	130,188,208	13,649.96	133,087,110	1	2025/8/15	1.47
16	アメリカ	国債 証券	TSY INFL IX N/B	1,181,000	10,927.73	131,170,231	10,716.82	131,571,413	0.125	2022/4/15	1.45
17	スペイン	国債 証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000	14,283.56	114,268,504	14,558.01	116,464,080	3.45	2066/7/30	1.29
18	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1,065,000	10,895.13	116,033,148	10,930.94	116,414,585	1.5	2020/5/31	1.29
19	ポーランド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,818,000	2,820.81	107,698,705	2,927.04	111,754,494	2.5	2026/7/25	1.23
20	アメリカ	国債 証券	TSY INFL IX N/B	976,700	10,475.07	106,774,816	10,519.24	107,528,221	0.375	2027/1/15	1.19
21	アイルランド	国債 証券	IRISH TREASURY	611,000	16,894.92	103,228,013	16,595.10	101,396,078	5.4	2025/3/13	1.12
22	ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	725,000	13,789.53	99,974,133	13,910.25	100,849,380	1.5	2024/5/15	1.11
23	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	937,000	10,540.33	98,762,952	10,673.76	100,013,132	2.25	2027/11/15	1.10
24	ポーランド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT BOND	2,921,000	3,169.41	92,578,668	3,205.48	93,632,208	4	2023/10/25	1.03

25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	824,000	10,861.52	89,498,952	10,937.38	90,124,052	1.75	2020/10/31	1.00
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	815,000	11,006.76	89,705,094	11,027.18	89,871,550	1.625	2019/8/31	0.99
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	759,000	11,185.41	84,897,323	11,249.18	85,381,307	3.125	2021/5/15	0.94
28	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,433,800	639.59	85,921,634	596.72	80,162,612	10	2024/12/5	0.89
29	アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	510,000	13,801.74	79,391,608	13,126.52	77,284,315	2.125	2041/2/15	0.85
30	ニュー ジーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000	8,519.83	76,678,480	8,556.45	77,008,066	5.5	2023/4/15	0.85

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	91.59
地方債証券	外国	0.53
特殊債証券	外国	1.43
社債証券	外国	1.44
合計		95.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（有価証券先物取引等）

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券 先物 取引	シカゴ商品取引所	US ULTRA	2019年 3月	買建	15	253,545,185	267,076,406	2.95
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUND	2019年 3月	買建	3	62,362,431	62,381,130	0.69
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BOBL	2019年 3月	売建	36	604,962,833	606,018,600	6.69
	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE	2019年 3月	売建	20	468,067,974	470,952,176	5.20
	シカゴ商品取引所	US 10YR ULT	2019年 3月	売建	10	139,721,948	143,779,687	1.59
	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	2019年 3月	売建	7	87,593,353	88,863,306	0.98

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2018年12月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

安定型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

4期	(2009年11月18日)	235,535,780	235,535,780	0.9469	0.9469
5期	(2010年11月18日)	255,425,450	255,425,450	0.9920	0.9920
6期	(2011年11月18日)	274,661,853	274,661,853	0.9921	0.9921
7期	(2012年11月19日)	361,376,035	361,376,035	1.0854	1.0854
8期	(2013年11月18日)	256,067,705	256,067,705	1.2246	1.2246
9期	(2014年11月18日)	231,717,902	231,717,902	1.3266	1.3266
10期	(2015年11月18日)	230,901,779	230,901,779	1.3749	1.3749
11期	(2016年11月18日)	178,850,404	178,850,404	1.3693	1.3693
12期	(2017年11月20日)	266,448,498	266,448,498	1.4640	1.4640
13期	(2018年11月19日)	270,755,258	270,755,258	1.4256	1.4256
	2017年12月末日	272,990,620		1.4781	
	2018年 1月末日	275,270,010		1.4765	
	2月末日	269,624,428		1.4578	
	3月末日	259,424,027		1.4556	
	4月末日	267,149,311		1.4599	
	5月末日	268,527,003		1.4541	
	6月末日	273,433,075		1.4521	
	7月末日	277,660,327		1.4614	
	8月末日	280,179,635		1.4618	
	9月末日	278,709,203		1.4707	
	10月末日	272,284,419		1.4264	
	11月末日	272,307,537		1.4321	
	12月末日	267,620,886		1.4043	

安定成長型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
4期	(2009年11月18日)	1,025,005,054	1,025,005,054	0.8216	0.8216
5期	(2010年11月18日)	1,152,760,675	1,152,760,675	0.8572	0.8572
6期	(2011年11月18日)	1,221,305,755	1,221,305,755	0.8209	0.8209
7期	(2012年11月19日)	1,464,905,284	1,464,905,284	0.9045	0.9045
8期	(2013年11月18日)	1,036,837,444	1,036,837,444	1.1697	1.1697
9期	(2014年11月18日)	702,869,410	702,869,410	1.3011	1.3011
10期	(2015年11月18日)	696,999,688	696,999,688	1.3941	1.3941
11期	(2016年11月18日)	720,926,189	720,926,189	1.3618	1.3618
12期	(2017年11月20日)	880,519,892	880,519,892	1.5390	1.5390
13期	(2018年11月19日)	1,045,956,132	1,045,956,132	1.5048	1.5048
	2017年12月末日	921,230,862		1.5696	
	2018年 1月末日	943,115,382		1.5732	
	2月末日	916,510,888		1.5402	
	3月末日	922,726,984		1.5225	
	4月末日	938,473,000		1.5446	
	5月末日	941,513,299		1.5367	
	6月末日	959,153,578		1.5327	
	7月末日	984,643,438		1.5517	
	8月末日	1,007,950,965		1.5557	
	9月末日	1,053,493,276		1.5852	
	10月末日	1,036,344,830		1.5045	
	11月末日	1,056,416,855		1.5154	
	12月末日	1,008,436,644		1.4414	

成長型

期	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
4期	(2009年11月18日)	502,253,064	502,253,064	0.7122	0.7122
5期	(2010年11月18日)	522,676,221	522,676,221	0.7337	0.7337

6期	(2011年11月18日)	474,648,912	474,648,912	0.6726	0.6726
7期	(2012年11月19日)	524,269,356	524,269,356	0.7466	0.7466
8期	(2013年11月18日)	604,883,018	604,883,018	1.0996	1.0996
9期	(2014年11月18日)	550,289,100	550,289,100	1.2595	1.2595
10期	(2015年11月18日)	482,453,745	482,453,745	1.3839	1.3839
11期	(2016年11月18日)	462,037,836	462,037,836	1.3171	1.3171
12期	(2017年11月20日)	501,951,489	501,951,489	1.5719	1.5719
13期	(2018年11月19日)	501,100,203	501,100,203	1.5429	1.5429
	2017年12月末日	535,834,972		1.6199	
	2018年 1月末日	547,785,711		1.6295	
	2月末日	539,085,818		1.5792	
	3月末日	533,234,021		1.5440	
	4月末日	551,164,359		1.5857	
	5月末日	554,398,729		1.5767	
	6月末日	500,634,580		1.5714	
	7月末日	518,178,243		1.6025	
	8月末日	514,511,061		1.6115	
	9月末日	523,951,292		1.6585	
	10月末日	495,051,646		1.5400	
	11月末日	499,495,644		1.5568	
	12月末日	460,700,388		1.4354	

【分配の推移】

安定型

期	1口当たりの分配金(円)
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000

安定成長型

期	1口当たりの分配金(円)
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000

成長型

期	1口当たりの分配金(円)
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000

9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000

【収益率の推移】

安定型

期	収益率(%)
4期	13.2
5期	4.8
6期	0.0
7期	9.4
8期	12.8
9期	8.3
10期	3.6
11期	0.4
12期	6.9
13期	2.6

安定成長型

期	収益率(%)
4期	15.9
5期	4.3
6期	4.2
7期	10.2
8期	29.3
9期	11.2
10期	7.1
11期	2.3
12期	13.0
13期	2.2

成長型

期	収益率(%)
4期	19.3
5期	3.0
6期	8.3
7期	11.0
8期	47.3
9期	14.5
10期	9.9
11期	4.8
12期	19.3
13期	1.8

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(参考情報)

基準価額・純資産の推移（2008年12月末～2018年12月末）

安定型



安定成長型



成長型



分配の推移（1万口当たり、税引前）

	安定型	安定成長型	成長型
第9期(2014年11月)	0円	0円	0円
第10期(2015年11月)	0円	0円	0円
第11期(2016年11月)	0円	0円	0円
第12期(2017年11月)	0円	0円	0円
第13期(2018年11月)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

主要な資産の状況 ※比率は各ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

組入銘柄一覧

銘柄名	比率		
	安定型	安定成長型	成長型
ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	9.2%	23.6%	34.1%
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	13.9%	23.7%	39.4%
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	5.1%	5.1%	5.5%
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	69.1%	44.6%	20.7%

※マザーファンドについては、後述の「各マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

年間収益率の推移（暦年ベース） ※各ファンドにベンチマークはありません。

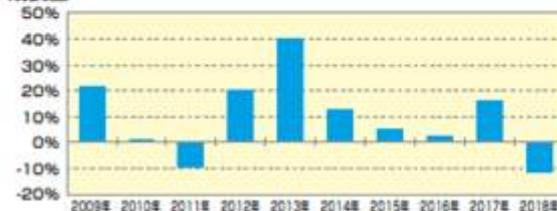
安定型



安定成長型



成長型



※各ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

各マザーファンドの主要な資産の状況

■ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	日本	88.8%
投資証券	日本	0.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		11.0%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.8%
2	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	1.7%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	1.7%
4	新日鐵住金	株式	日本	鉄鋼	1.6%
5	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.6%
6	住友電気工業	株式	日本	非鉄金属	1.5%
7	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.5%
8	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.4%
9	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.4%
10	日産自動車	株式	日本	輸送用機器	1.4%

組入上位5業種

業種	比率
情報・通信業	9.2%
輸送用機器	8.8%
サービス業	6.5%
電気機器	6.4%
小売業	6.3%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	アメリカ	54.1%
	イギリス	6.5%
	スイス	5.9%
	カナダ	2.3%
	フランス	2.2%
	その他	20.0%
	小計	91.0%
投資証券	アメリカ	0.6%
	オーストラリア	0.2%
	香港	0.2%
	カナダ	0.1%
	フランス	0.0%
	イギリス	0.0%
小計	1.1%	
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		7.9%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	JOHNSON & JOHNSON	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.3%
2	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.1%
3	PFIZER INC	株式	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.7%
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.7%
5	NESTLE SA-REG	株式	スイス	食品・飲料・タバコ	1.6%
6	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	1.6%
7	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	メディア	1.5%
8	MASTERCARD INC - A	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.5%
9	WELLS FARGO & CO	株式	アメリカ	銀行	1.4%
10	PEPSICO INC	株式	アメリカ	食品・飲料・タバコ	1.4%

組入上位5業種

業種	比率
銀行	9.7%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.3%
ソフトウェア・サービス	8.0%
食品・飲料・タバコ	6.9%
エネルギー	6.4%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	日本	48.4%
	メキシコ	0.9%
	小計	49.3%
地方債証券	日本	17.1%
特殊債券	日本	6.2%
	韓国	0.9%
	小計	7.1%
社債券	日本	15.8%
	アメリカ	1.9%
	その他	4.6%
	小計	22.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		4.3%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	第352回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2028/9/20	5.6%
2	第3回 公営企業債券(20年)	特殊債券	日本	2023/3/22	2.9%
3	第16回 平成21年度愛知県県公債	地方債証券	日本	2029/12/20	2.2%
4	第156回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2036/3/20	2.1%
5	第60回 利付国債(30年)	国債証券	日本	2048/9/20	1.9%
6	第724回 東京都公債	地方債証券	日本	2023/9/20	1.9%
7	第12回 平成29年度静岡県公債(5年)	地方債証券	日本	2022/12/20	1.8%
8	第10回 平成29年度福岡市公債(5年)	地方債証券	日本	2022/12/26	1.8%
9	第20回 利付国債(物価連動10年)	国債証券	日本	2025/3/10	1.8%
10	第347回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2027/6/20	1.8%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

■ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	アメリカ	41.1%
	スペイン	8.0%
	その他	42.5%
	小計	91.6%
地方債証券	カナダ	0.5%
特殊債券	国際機関	0.6%
	ドイツ	0.6%
	カナダ	0.2%
	小計	1.4%
社債券	アメリカ	0.6%
	ドイツ	0.4%
	オランダ	0.4%
	小計	1.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		5.0%
合計(純資産総額)		100.0%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2021/2/28	5.4%
2	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2018/12/31	4.5%
3	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2028/11/15	4.4%
4	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	イタリア	2022/9/15	3.1%
5	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2019/5/31	3.0%
6	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	スペイン	2019/10/31	2.9%
7	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	国債証券	スペイン	2026/10/31	2.7%
8	BELGIUM KINGDOM	国債証券	ベルギー	2022/9/28	2.5%
9	TSY INFL IX N/B	国債証券	アメリカ	2044/2/15	2.5%
10	UK TSY	国債証券	イギリス	2036/3/7	2.0%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
●最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

安定型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
4期	46,712,435	38,860,363
5期	40,485,555	31,762,514
6期	48,975,197	29,600,134
7期	69,449,085	13,361,641
8期	31,837,130	155,661,369
9期	21,768,377	56,214,240
10期	27,244,500	33,970,422
11期	25,577,569	62,902,036
12期	68,222,874	16,840,105
13期	39,327,985	31,405,306

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

安定成長型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
4期	320,823,659	29,188,026
5期	264,139,120	166,816,635
6期	244,201,559	101,305,085
7期	208,532,456	76,674,901
8期	154,627,956	887,828,923
9期	90,136,189	436,309,843
10期	84,083,492	124,363,506
11期	92,567,050	63,128,969
12期	108,064,907	65,322,513
13期	223,950,172	101,022,276

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

成長型

期	設定口数(口)	解約口数(口)
4期	94,386,115	28,857,057
5期	81,811,543	74,611,153
6期	53,995,659	60,723,649
7期	42,850,769	46,284,315
8期	65,304,126	217,435,425
9期	84,044,356	197,218,023
10期	66,657,548	154,972,682
11期	55,269,727	53,069,356
12期	70,408,103	101,886,369
13期	76,540,087	71,101,103

(注) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

原則としていつでも取得申込みを行うことができます。ただし、毎年12月25日には取得申込みおよびスイッチングの受付は行いません。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記の取得申込みの受付を行わない日を除きます。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの取得申込みには、分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金から税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。（両コース共、同様の内容の異なる名称のものを含みます。）なお、販売会社により、取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

「自動けいぞく投資コース」を利用される取得申込者は、販売会社との間で、別に定める自動けいぞく投資契約を締結していただきます。

自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを利用される取得申込者は、販売会社との間でファンドの受益権の定時定額購入サービスに関する取り決めを行っていただきます。

取得申込者は、販売会社が定める日までに取得申込みに係る金額を当該販売会社に支払います。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

申込単位は、販売会社がそれぞれ定める単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には1口の整数倍、確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては1円以上1円単位をもって受付けます。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は各計算期間終了日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

申込手数料は、2.16%（税抜2.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を、取得申込口数、取得申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、スイッチング、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資による取得申込みおよび確定拠出年金制度に基づく取得申込みについては、無手数料の取扱いとなります。

スイッチング

ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金のお申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行うこと。以下同じ。）を行うことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によっては一部または全部のファンドのスイッチングの取扱いができない場合があります。

スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金 ががかかりますので、ご留意下さい。

税金については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込みを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社

は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

原則としていつでも換金申込みを行うことができます。ただし、毎年12月25日には換金申込みの受付は行いません。受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社がそれぞれ定める単位をもって「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みを行うことができます。詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日 の取扱いとなります。

上記 の換金申込みの受付を行わない日を除きます。

換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金については制限を設ける場合があります。取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取扱います。

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

各ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

2 残存期間1年以内の公社債については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせ下さい。また、基準価額は、原則として計算日(委託会社の営業日)の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称(「ラ安定」、「イ安定成長」、「フ成長」)として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日(2006年4月28日)から無期限とします。ただし、後述の「(5) その他 A. 信託契約の終了」による場合、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

毎年11月19日から翌年11月18日までとします。各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

A. 信託契約の終了

1. ファンドの繰上償還条項

次のいずれかの場合、委託会社は受託会社と合意の上、信託契約を解約し信託を終了させる場合があります。

(a) 信託契約の一部解約により、設定日から1年経過後、純資産総額が30億円を下回ることとなった場合

(b) 信託期間終了前にファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

(c) やむを得ない事情が発生したとき

2. 信託期間の終了(繰上償還)

(a) 上記により信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

イ. 委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ハ. 上記ロ.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ. 信託財産の状態に照らし、真にやむをえない事情が生じている場合であって、上記ハ.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、上記ハ.およびニ.の規定は適用しません。

(b) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「B. 信託約款の変更」の手続きにおいて不成立の場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 受託会社が辞任した、または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

B. 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、上記1.の信託約款の変更をしません。
4. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
5. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から4.までの規定に従います。

C. 反対者の買取請求権

前記A.に規定する信託契約の終了または前記B.に規定する信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、公正な価額で信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社との協議により決定するものとします。

D. 関係法人との契約の更改等

1. 募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

2. 各ファンドの外国為替予約取引に関する指図権限委託契約

委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する投資顧問契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約は各ファンドの償還日に終了するものとします。

3. 各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結された、各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約は各マザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

E. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

F. 運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

す。)に対し、収益分配金を原則として決算日(当該決算日が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ。)から起算して5営業日目までに開始するものとします。受益者は収益分配金を支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、ファンドの信託終了後、口数に応じて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日(償還日)において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に対する償還金の支払いを、原則として償還日(当該日が休業日の場合は当該日の翌営業日とします。)から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者は償還金を支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2017年11月21日から2018年11月19日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,423,504	1,645,262
親投資信託受益証券	264,762,968	270,954,158
派生商品評価勘定	1,432,221	359,250
未収入金	448,408	39,402
流動資産合計	268,067,101	272,998,072
資産合計	268,067,101	272,998,072
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	531,192
未払金	133,310	-
未払解約金	35,254	39,402
未払受託者報酬	125,335	149,306
未払委託者報酬	1,324,697	1,522,859
未払利息	3	4
その他未払費用	4	51
流動負債合計	1,618,603	2,242,814
負債合計	1,618,603	2,242,814
純資産の部		
元本等		
元本	181,997,847	189,920,526
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	84,450,651	80,834,732
（分配準備積立金）	40,345,384	37,533,852
元本等合計	266,448,498	270,755,258
純資産合計	266,448,498	270,755,258
負債純資産合計	268,067,101	272,998,072

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	27,057,181	3,968,042
為替差損益	10,737,295	141,305
その他収益	-	31
営業収益合計	16,319,886	4,109,316
営業費用		
支払利息	771	542
受託者報酬	229,958	293,427
委託者報酬	2,475,517	2,992,785
その他費用	10,913	11,022
営業費用合計	2,717,159	3,297,776
営業利益又は営業損失 ()	13,602,727	7,407,092
経常利益又は経常損失 ()	13,602,727	7,407,092
当期純利益又は当期純損失 ()	13,602,727	7,407,092
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	662,764	143,428
期首剰余金又は期首欠損金 ()	48,235,326	84,450,651
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,595,362	18,238,905
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	29,595,362	18,238,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,320,000	14,591,160
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,320,000	14,591,160
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	84,450,651	80,834,732

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月18が休日のため、信託約款第44条により、当計算期間末日を2018年11月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1. 期首元本額	130,615,078円	181,997,847円
期中追加設定元本額	68,222,874円	39,327,985円
期中一部解約元本額	16,840,105円	31,405,306円
2. 計算期間末日における受益権の総数	181,997,847口	189,920,526口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
1. 分配金の計算過程 2017年11月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,649,895円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,848,723円)、信託約款に規定される収益調整金(44,105,267円)及び分配準備積立金(29,846,766円)より分配対象収益は84,450,651円(1万口当たり4,640.18円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1. 分配金の計算過程 2018年11月19日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,456,617円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(53,174,112円)及び分配準備積立金(34,077,235円)より分配対象収益は90,707,964円(1万口当たり4,776.08円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	2. 同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p> <p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	23,565,281	4,043,118
合 計	23,565,281	4,043,118

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第12期（2017年11月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル カナダドル ユーロ 英ポンド スイスフラン スウェーデンクローネ オーストラリアドル シンガポールドル	171,643,488 75,583,137 3,688,585 73,920,659 11,832,942 301,593 1,317,477 3,609,276 1,389,819	- - - - - - - - -	170,211,267 75,070,061 3,654,962 73,178,126 11,754,281 300,510 1,302,782 3,570,712 1,379,833	1,432,221 513,076 33,623 742,533 78,661 1,083 14,695 38,564 9,986
	合計	171,643,488	-	170,211,267	1,432,221

通貨関連 第13期（2018年11月19日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	782,272	-	785,213	2,941
	オーストラリアドル	634,807	-	635,333	526
	シンガポールドル	115,604	-	117,889	2,285
		31,861	-	31,991	130
	売建	193,273,266	-	193,448,149	174,883
	米ドル	89,263,558	-	89,658,960	395,402
	カナダドル	3,940,255	-	3,937,203	3,052
	ユーロ	80,099,733	-	79,896,518	203,215
	英ポンド	12,972,532	-	12,822,490	150,042
	スウェーデンクローネ	1,195,008	-	1,199,208	4,200
	オーストラリアドル	4,079,732	-	4,199,246	119,514
	シンガポールドル	1,722,448	-	1,734,524	12,076
	合計	194,055,538	-	194,233,362	171,942

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4640円 (14,640円)	1.4256円 (14,256円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	11,669,020	26,880,754	-
	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	14,323,438	40,369,177	-
	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	9,612,744	13,641,445	-
	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	61,302,665	190,062,782	-
合計		96,907,867	270,954,158	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】
(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,391,332	6,078,574
親投資信託受益証券	876,708,442	1,046,470,750
派生商品評価勘定	3,281,638	890,653
未収入金	4,399,894	18,543,920
流動資産合計	889,781,306	1,071,983,897
資産合計	889,781,306	1,071,983,897
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,299,286
未払金	315,734	-
未払解約金	3,464,634	18,543,920
未払受託者報酬	459,519	542,496
未払委託者報酬	5,021,499	5,641,842
未払利息	14	17
その他未払費用	14	204
流動負債合計	9,261,414	26,027,765
負債合計	9,261,414	26,027,765
純資産の部		
元本等		
元本	572,129,449	695,057,345
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	308,390,443	350,898,787
（分配準備積立金）	227,139,975	203,388,182
元本等合計	880,519,892	1,045,956,132
純資産合計	880,519,892	1,045,956,132
負債純資産合計	889,781,306	1,071,983,897

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	135,140,733	12,664,288
為替差損益	27,134,131	113,610
その他収益	-	900
営業収益合計	108,006,602	12,776,998
営業費用		
支払利息	2,449	2,144
受託者報酬	874,069	1,037,683
委託者報酬	9,788,757	10,791,713
その他費用	10,920	11,642
営業費用合計	10,676,195	11,843,182
営業利益又は営業損失 ()	97,330,407	24,620,180
経常利益又は経常損失 ()	97,330,407	24,620,180
当期純利益又は当期純損失 ()	97,330,407	24,620,180
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	7,284,405	184,230
期首剰余金又は期首欠損金 ()	191,539,134	308,390,443
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,945,471	121,591,191
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,945,471	121,591,191
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,140,164	54,646,897
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,140,164	54,646,897
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	308,390,443	350,898,787

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月18日が休日のため、信託約款第44条により、当計算期間末日を2018年11月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1. 期首元本額	529,387,055円	572,129,449円
期中追加設定元本額	108,064,907円	223,950,172円
期中一部解約元本額	65,322,513円	101,022,276円
2. 計算期間末日における受益権の総数	572,129,449口	695,057,345口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>2017年11月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(16,621,302円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(56,556,346円)、信託約款に規定される収益調整金(120,795,553円)及び分配準備積立金(153,962,327円)より分配対象収益は347,935,528円(1万口当たり6,081.39円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>2018年11月19日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(10,066,276円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(229,883,185円)及び分配準備積立金(193,321,906円)より分配対象収益は433,271,367円(1万口当たり6,233.58円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 同左</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	119,125,080	13,521,816
合 計	119,125,080	13,521,816

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第12期（2017年11月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建	392,992,589	-	389,710,951	3,281,638
	米ドル	173,049,313	-	171,878,316	1,170,997
	カナダドル	8,445,082	-	8,368,101	76,981
	ユーロ	169,254,260	-	167,547,982	1,706,278
	英ポンド	27,092,183	-	26,912,084	180,099
	スイスフラン	689,795	-	687,317	2,478
	スウェーデンクローネ	3,016,334	-	2,982,691	33,643
	オーストラリアドル	8,264,471	-	8,176,167	88,304
	シンガポールドル	3,181,151	-	3,158,293	22,858
	合計	392,992,589	-	389,710,951	3,281,638

通貨関連 第13期（2018年11月19日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引 以外の取 引	為替予約取引				
	買建	7,238,438	-	7,255,131	16,693
	米ドル	1,026,747	-	1,028,403	1,656
	ユーロ	5,528,224	-	5,532,802	4,578
	スウェーデンクローネ	34,217	-	34,402	185
	オーストラリアドル	485,860	-	495,464	9,604
	シンガポールドル	163,390	-	164,060	670
	売建	471,406,152	-	471,831,478	425,326
	米ドル	216,260,959	-	217,226,126	965,167
	カナダドル	9,499,817	-	9,493,292	6,525
	ユーロ	197,160,482	-	196,658,707	501,775
	英ポンド	31,285,857	-	30,920,197	365,660
	スウェーデンクローネ	2,916,065	-	2,926,264	10,199
	オーストラリアドル	10,042,548	-	10,336,739	294,191
	シンガポールドル	4,240,424	-	4,270,153	29,729
	合計	478,644,590	-	479,086,609	408,633

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5390円 (15,390円)	1.5048円 (15,048円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	113,600,372	261,689,816	-
	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	92,645,512	261,112,111	-
	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	36,867,564	52,318,760	-
	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	152,028,791	471,350,063	-
合計		395,142,239	1,046,470,750	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,295,195	3,222,153
親投資信託受益証券	501,000,124	501,243,325
派生商品評価勘定	828,617	196,422
未収入金	928,210	1,379,299
流動資産合計	506,052,146	506,041,199
資産合計	506,052,146	506,041,199
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	287,395
未払金	68,735	-
未払解約金	687,816	1,379,299
未払受託者報酬	271,011	279,847
未払委託者報酬	3,073,078	2,994,333
未払利息	8	9
その他未払費用	9	113
流動負債合計	4,100,657	4,940,996
負債合計	4,100,657	4,940,996
純資産の部		
元本等		
元本	319,331,797	324,770,781
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	182,619,692	176,329,422
（分配準備積立金）	141,879,330	118,377,266
元本等合計	501,951,489	501,100,203
純資産合計	501,951,489	501,100,203
負債純資産合計	506,052,146	506,041,199

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
営業収益		
有価証券売買等損益	100,393,868	2,155,265
為替差損益	7,327,600	49,910
その他収益	-	471
営業収益合計	93,066,268	2,104,884
営業費用		
支払利息	1,390	1,116
受託者報酬	535,950	568,311
委託者報酬	6,252,293	6,080,835
その他費用	10,879	11,248
営業費用合計	6,800,512	6,661,510
営業利益又は営業損失 ()	86,265,756	8,766,394
経常利益又は経常損失 ()	86,265,756	8,766,394
当期純利益又は当期純損失 ()	86,265,756	8,766,394
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	14,375,991	2,239,546
期首剰余金又は期首欠損金 ()	111,227,773	182,619,692
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,947,182	45,642,958
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,947,182	45,642,958
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,445,028	40,927,288
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,445,028	40,927,288
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	182,619,692	176,329,422

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 2018年11月18日が休日のため、信託約款第44条により、当計算期間末日を2018年11月19日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1. 期首元本額	350,810,063円	319,331,797円
期中追加設定元本額	70,408,103円	76,540,087円
期中一部解約元本額	101,886,369円	71,101,103円
2. 計算期間末日における受益権の総数	319,331,797口	324,770,781口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>2017年11月20日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,420,538円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(48,395,204円)、信託約款に規定される収益調整金(64,314,647円)及び分配準備積立金(85,063,588円)より分配対象収益は206,193,977円(1万口当たり6,457.02円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。</p>	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>2018年11月19日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,963,312円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(95,439,651円)及び分配準備積立金(114,413,954円)より分配対象収益は213,816,917円(1万口当たり6,583.61円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> <p>2. 同左</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券及びデリバティブ取引等は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
----------------------------	--	---------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	81,533,250	5,400,123
合 計	81,533,250	5,400,123

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連 第12期（2017年11月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 米ドル カナダドル ユーロ 英ポンド スイスフラン スウェーデンクローネ オーストラリアドル シンガポールドル	99,178,393 43,671,936 2,131,399 42,714,138 6,837,394 174,127 761,197 2,085,593 802,609	- - - - - - - - -	98,349,776 43,376,617 2,111,970 42,282,888 6,791,941 173,502 752,707 2,063,309 796,842	828,617 295,319 19,429 431,250 45,453 625 8,490 22,284 5,767
	合計	99,178,393	-	98,349,776	828,617

通貨関連 第13期（2018年11月19日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引 以外の取 引	為替予約取引				
	買建	887,465	-	889,899	2,434
	ユーロ	774,876	-	775,518	642
	スウェーデンクローネ	746	-	750	4
	オーストラリアドル	84,884	-	86,562	1,678
	シンガポールドル	26,959	-	27,069	110
	売建	104,658,587	-	104,751,994	93,407
	米ドル	48,120,907	-	48,334,385	213,478
	カナダドル	2,123,825	-	2,122,271	1,554
	ユーロ	43,614,873	-	43,503,746	111,127
	英ポンド	6,994,065	-	6,912,758	81,307
	スウェーデンクローネ	645,036	-	647,292	2,256
	オーストラリアドル	2,221,719	-	2,286,803	65,084
	シンガポールドル	938,162	-	944,739	6,577
	合計	105,546,052	-	105,641,893	90,973

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	第13期 自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	第12期 2017年11月20日現在	第13期 2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5719円 (15,719円)	1.5429円 (15,429円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 日本株式マザーファンド	75,775,446	174,556,317	-
	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	70,339,596	198,245,117	-
	ラッセル・インベストメント 日本債券マザーファンド	18,679,186	26,507,632	-
	ラッセル・インベストメント 外国債券マザーファンド	32,877,777	101,934,259	-
合計		197,672,005	501,243,325	-

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」及び「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」は、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」及び「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
金銭信託	298,239	622,451
コール・ローン	1,644,359,421	4,653,725,547
株式	38,522,445,620	35,821,222,620
投資証券	-	148,038,500
派生商品評価勘定	147,218,050	7,608,060
未収入金	232,070,974	280,641,283
未収配当金	293,598,867	322,258,438
差入委託証拠金	15,741,950	442,641,498
流動資産合計	40,855,733,121	41,676,758,397
資産合計	40,855,733,121	41,676,758,397
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,531,000	301,329,558
未払金	215,372,142	264,427,336
未払解約金	120,643,460	53,915,215
未払利息	4,460	13,642
その他未払費用	8,712	165,867
流動負債合計	339,559,774	619,851,618
負債合計	339,559,774	619,851,618
純資産の部		
元本等		
元本	17,033,091,896	17,823,122,281
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	23,483,081,451	23,233,784,498
元本等合計	40,516,173,347	41,056,906,779
純資産合計	40,516,173,347	41,056,906,779
負債純資産合計	40,855,733,121	41,676,758,397

（注）「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2017年11月20日及び2018年11月19日における同親投資信託の状況であります。

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

2017年11月20日現在		2018年11月19日現在	
1. 本書における開示対象ファンドの期首における	1. 本書における開示対象ファンドの期首における	当該親投資信託の元本額	当該親投資信託の額
19,068,298,386円	17,033,091,896円	期中追加設定元本額	期中追加設定元本額
2,238,938,585円	4,810,865,596円	期中一部解約元本額	期中一部解約元本額
4,274,145,075円	4,020,835,211円	元本の内訳	元本の内訳
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド - 2	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド - 2	（適格機関投資家限定）	（適格機関投資家限定）
7,838,173,491円	7,227,779,242円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド
2,066,923,195円	1,967,108,885円	（適格機関投資家限定）	（適格機関投資家限定）
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド - 3	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド - 3	（適格機関投資家限定）	（適格機関投資家限定）
3,725,802,286円	3,534,417,968円	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド
2,763,404,648円	2,862,685,720円	（DC向け）	（DC向け）
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド - 5	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド - 5	（適格機関投資家限定）	（適格機関投資家限定）
461,487,090円	2,030,085,628円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス
11,249,221円	11,669,020円	安定型	安定型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定成長型	安定成長型
92,249,111円	113,600,372円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス
73,802,854円	75,775,446円	成長型	成長型
計	計	17,033,091,896円	17,823,122,281円

2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	17,033,091,896口	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	17,823,122,281口
------------------------------------	-----------------	------------------------------------	-----------------

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理(売買執行にかかるモニタリング等を除きます。)を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っております。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p>

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>デリバティブ取引等 同左</p> <p>同左</p>
---------------------------	--	-----------------------------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	5,086,867,918	1,781,375,518
投資証券	-	1,896,615
合計	5,086,867,918	1,783,272,133

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連（2017年11月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,809,224,750	-	1,953,045,000	143,820,250
	合計	1,809,224,750	-	1,953,045,000	143,820,250

株式関連（2018年11月19日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	5,077,791,098	-	4,784,420,000	293,371,098
	合計	5,077,791,098	-	4,784,420,000	293,371,098

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3787円 (23,787円)	2.3036円 (23,036円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
マルハニチロ	42,300	4,290	181,467,000	
国際石油開発帝石	175,200	1,291	226,270,800	
石油資源開発	8,400	2,405	20,202,000	
安藤・間	49,300	695	34,263,500	
東急建設	115,500	1,117	129,013,500	
大成建設	500	4,855	2,427,500	
大林組	162,300	1,090	176,907,000	
鹿島建設	32,000	1,510	48,320,000	
西松建設	6,100	2,505	15,280,500	
三井住友建設	27,700	709	19,639,300	
大豊建設	7,000	3,450	24,150,000	
東洋建設	30,200	401	12,110,200	
五洋建設	198,000	677	134,046,000	
住友林業	59,900	1,607	96,259,300	
大和ハウス工業	28,300	3,417	96,701,100	
きんでん	15,600	1,894	29,546,400	
明星工業	110,300	809	89,232,700	
ヤクルト本社	14,900	8,260	123,074,000	
日本ハム	3,900	4,175	16,282,500	
アサヒグループホールディングス	1,000	5,000	5,000,000	
キリンホールディングス	12,700	2,564	32,562,800	
ダイドーグループホールディングス	500	6,110	3,055,000	
東洋水産	8,600	3,785	32,551,000	
日清食品ホールディングス	19,200	7,040	135,168,000	
日本たばこ産業	97,200	2,820	274,104,000	
ワコールホールディングス	800	3,080	2,464,000	
オンワードホールディングス	13,400	698	9,353,200	
王子ホールディングス	244,300	669	163,436,700	
日本製紙	9,300	2,045	19,018,500	
北越コーポレーション	108,800	545	59,296,000	
レンゴー	20,000	918	18,360,000	
昭和電工	41,400	4,495	186,093,000	
住友化学	8,600	592	5,091,200	

石原産業	22,900	1,306	29,907,400
東ソー	9,600	1,592	15,283,200
信越化学工業	29,100	9,693	282,066,300
日本化学工業	2,800	2,651	7,422,800
日本触媒	400	7,160	2,864,000
カネカ	2,900	4,210	12,209,000
三菱瓦斯化学	25,500	1,802	45,951,000
三菱ケミカルホールディングス	34,400	925	31,830,320
KHネオケム	38,200	3,300	126,060,000
住友ベークライト	3,900	4,050	15,795,000
日立化成	40,500	1,763	71,401,500
花王	51,000	8,032	409,632,000
富士フィルムホールディングス	73,500	4,535	333,322,500
資生堂	11,900	7,360	87,584,000
ユニ・チャーム	138,100	3,351	462,773,100
武田薬品工業	73,600	4,451	327,593,600
アステラス製薬	132,200	1,709	225,929,800
塩野義製薬	25,500	7,680	195,840,000
ロート製薬	105,200	3,525	370,830,000
小野薬品工業	13,700	2,737	37,503,750
参天製薬	63,900	1,847	118,023,300
ツムラ	36,900	3,530	130,257,000
栄研化学	48,700	2,443	118,974,100
東和薬品	1,200	8,390	10,068,000
富士製薬工業	46,300	1,889	87,460,700
沢井製薬	22,800	5,670	129,276,000
キョーリン製薬ホールディングス	1,200	2,611	3,133,200
大正製薬ホールディングス	500	12,240	6,120,000
ペプチドリーム	22,600	4,520	102,152,000
日本板硝子	23,900	977	23,350,300
日本電気硝子	23,100	2,912	67,267,200
東海カーボン	33,600	1,569	52,718,400
日本カーボン	1,200	5,650	6,780,000
東洋炭素	14,300	2,734	39,096,200
ノリタケカンパニーリミテド	1,200	5,710	6,852,000
日本碍子	60,900	1,677	102,129,300
フジミインコーポレーテッド	7,600	2,443	18,566,800
ニチアス	3,100	2,275	7,052,500
新日鐵住金	222,900	2,119	472,325,100
神戸製鋼所	36,700	932	34,204,400
ジェイ エフ イー ホールディングス	218,900	2,078	454,874,200
日新製鋼	4,800	1,497	7,185,600
共英製鋼	11,700	2,334	27,307,800
大和工業	5,500	3,035	16,692,500
大同特殊鋼	3,900	4,580	17,862,000
山陽特殊製鋼	6,100	2,591	15,805,100
愛知製鋼	4,600	3,920	18,032,000
日立金属	15,900	1,299	20,654,100
三菱マテリアル	53,500	3,035	162,372,500
住友金属鉱山	35,000	3,160	110,600,000
DOWAホールディングス	15,400	3,605	55,517,000
古河機械金属	11,000	1,403	15,433,000
UACJ	17,400	2,256	39,254,400
住友電気工業	209,600	1,574	330,015,200

リョービ	2,100	3,080	6,468,000
川田テクノロジーズ	17,200	7,450	128,140,000
東洋製罐グループホールディングス	28,800	2,416	69,580,800
日本製鋼所	5,400	2,121	11,453,400
オークマ	7,900	5,390	42,581,000
牧野フライス製作所	10,400	4,435	46,124,000
ディスコ	4,700	16,820	79,054,000
日東工器	42,300	2,544	107,611,200
小松製作所	28,300	2,942	83,272,750
住友重機械工業	13,100	3,640	47,684,000
クボタ	108,200	1,938	209,691,600
ダイキン工業	31,700	11,725	371,682,500
加藤製作所	1,100	2,850	3,135,000
平和	12,600	2,411	30,378,600
SANKYO	9,900	4,480	44,352,000
ジェイテクト	28,100	1,361	38,244,100
日本トムソン	16,600	623	10,341,800
THK	12,200	2,499	30,487,800
日立造船	139,300	393	54,744,900
三菱重工業	111,500	4,286	477,889,000
日清紡ホールディングス	57,500	1,038	59,685,000
イビデン	13,300	1,663	22,117,900
コニカミノルタ	57,900	1,076	62,300,400
ブラザー工業	13,400	1,897	25,419,800
日立製作所	86,000	3,316	285,176,000
東芝	2,000	3,925	7,850,000
富士電機	37,600	3,380	127,088,000
日本電産	36,800	14,345	527,896,000
ヤーマン	10,600	2,261	23,966,600
ジーエス・ユアサ コーポレーション	45,900	2,512	115,300,800
富士通	18,400	7,085	130,364,000
沖電気工業	8,300	1,513	12,557,900
サンケン電気	6,200	2,588	16,045,600
ルネサスエレクトロニクス	38,300	572	21,907,600
セイコーエプソン	47,700	1,869	89,151,300
ジャパンディスプレイ	50,400	78	3,931,200
パナソニック	105,500	1,115	117,632,500
ソニー	88,100	5,891	518,997,100
TDK	14,000	8,850	123,900,000
アルプス電気	49,900	2,518	125,648,200
横河電機	40,700	2,154	87,667,800
アドバンテスト	23,200	2,212	51,318,400
キーエンス	7,200	61,600	443,520,000
シスメックス	15,100	6,550	98,905,000
コーセル	16,000	1,126	18,016,000
日本電子	1,400	1,925	2,695,000
新光電気工業	6,200	787	4,879,400
京セラ	27,900	5,874	163,884,600
太陽誘電	3,800	2,026	7,698,800
リコー	90,200	1,138	102,647,600
東京エレクトロン	3,900	14,920	58,188,000
豊田自動織機	9,900	5,650	55,935,000
デンソー	31,900	5,124	163,455,600
三井E&Sホールディングス	26,300	1,104	29,035,200

日産自動車	308,100	1,005	309,794,550
いすゞ自動車	59,200	1,576	93,299,200
トヨタ自動車	99,800	6,612	659,877,600
新明和工業	8,800	1,449	12,751,200
N O K	53,900	1,644	88,611,600
K Y B	1,700	2,658	4,518,600
プレス工業	6,500	589	3,828,500
ケーヒン	4,400	1,961	8,628,400
アイシン精機	29,600	4,415	130,684,000
マツダ	300,900	1,179	354,911,550
本田技研工業	151,200	3,179	480,664,800
スズキ	48,900	5,337	260,979,300
S U B A R U	52,600	2,526	132,893,900
ショーワ	27,100	1,527	41,381,700
エクセディ	19,700	2,832	55,790,400
シマノ	15,900	15,570	247,563,000
テルモ	81,600	6,334	516,854,400
島津製作所	51,100	2,508	128,158,800
東京精密	4,000	3,290	13,160,000
ニコン	44,500	1,811	80,589,500
オリンパス	2,500	3,730	9,325,000
タムロン	5,400	1,845	9,963,000
H O Y A	38,100	6,847	260,870,700
シチズン時計	183,000	604	110,532,000
メニコン	59,300	2,775	164,557,500
セイコーホールディングス	37,900	2,446	92,703,400
パナダイナムコホールディングス	28,400	4,940	140,296,000
フランスベッドホールディングス	88,900	943	83,832,700
トッパン・フォームズ	3,300	977	3,224,100
凸版印刷	57,500	1,770	101,775,000
大日本印刷	115,700	2,558	295,960,600
アシックス	97,200	1,584	153,964,800
任天堂	6,800	33,100	225,080,000
美津濃	2,000	2,511	5,022,000
東京電力ホールディングス	180,200	640	115,328,000
中部電力	41,900	1,676	70,245,350
関西電力	46,800	1,817	85,059,000
中国電力	33,000	1,435	47,355,000
北陸電力	35,500	1,012	35,926,000
四国電力	19,900	1,334	26,546,600
電源開発	22,600	2,968	67,076,800
東京急行電鉄	50,000	1,880	94,000,000
東日本旅客鉄道	500	10,170	5,085,000
西日本旅客鉄道	3,200	7,945	25,424,000
東海旅客鉄道	4,200	21,885	91,917,000
ハマキョウレックス	5,000	3,950	19,750,000
南海電気鉄道	32,900	2,733	89,915,700
名古屋鉄道	37,900	2,803	106,233,700
日本通運	10,200	7,330	74,766,000
セイノーホールディングス	15,100	1,657	25,020,700
九州旅客鉄道	50,000	3,555	177,750,000
S Gホールディングス	67,900	2,859	194,126,100
日本郵船	118,800	1,880	223,344,000
商船三井	30,200	2,615	78,973,000

日本航空	20,500	4,197	86,038,500
A N Aホールディングス	1,700	4,057	6,896,900
三菱倉庫	6,900	2,716	18,740,400
三井倉庫ホールディングス	2,400	1,975	4,740,000
上組	20,400	2,428	49,531,200
近鉄エクスプレス	3,900	1,854	7,230,600
N E C ネットエスアイ	40,000	2,529	101,160,000
システナ	3,500	1,330	4,655,000
デジタルアーツ	26,900	6,260	168,394,000
新日鉄住金ソリューションズ	29,900	3,225	96,427,500
ネクソン	18,000	1,118	20,124,000
A O I T Y O H o l d i n g s	50,800	1,089	55,321,200
メルカリ	25,000	2,887	72,175,000
フジ・メディア・ホールディングス	49,200	1,733	85,263,600
オービック	4,800	9,790	46,992,000
ヤフー	154,800	309	47,833,200
トレンドマイクロ	20,800	6,380	132,704,000
日本オラクル	1,300	7,180	9,334,000
伊藤忠テクノソリューションズ	52,200	2,045	106,749,000
エイベックス	76,100	1,496	113,845,600
日本ユニシス	49,100	2,742	134,632,200
東京放送ホールディングス	11,100	2,017	22,388,700
日本テレビホールディングス	71,800	1,801	129,311,800
テレビ朝日ホールディングス	6,400	2,247	14,380,800
テレビ東京ホールディングス	49,900	2,541	126,795,900
日本電信電話	138,200	4,586	633,785,200
K D D I	150,600	2,549	383,954,700
光通信	5,900	18,590	109,681,000
N T T ドコモ	25,800	2,589	66,796,200
エヌ・ティ・ティ・データ	162,500	1,335	216,937,500
D T S	1,200	4,130	4,956,000
シーイーシー	3,200	2,401	7,683,200
ミロク情報サービス	36,800	2,737	100,721,600
ソフトバンクグループ	59,500	9,250	550,375,000
あらた	500	4,535	2,267,500
双日	125,900	395	49,730,500
日本エム・ディ・エム	87,100	1,446	125,946,600
伊藤忠商事	6,600	2,024	13,358,400
丸紅	100,700	862	86,843,680
三井物産	209,900	1,770	371,627,950
住友商事	222,500	1,734	385,815,000
三菱商事	241,400	3,012	727,096,800
岩谷産業	23,600	3,810	89,916,000
ミスミグループ本社	75,000	2,307	173,025,000
ローソン	19,000	7,140	135,660,000
アダストリア	2,600	2,013	5,233,800
エディオン	10,800	1,187	12,819,600
D C Mホールディングス	11,700	1,116	13,057,200
ドトール・日レスホールディングス	63,600	2,124	135,086,400
Z O Z O	12,500	2,337	29,212,500
三越伊勢丹ホールディングス	71,300	1,322	94,258,600
ヨシックス	700	3,010	2,107,000
セブン&アイ・ホールディングス	41,600	4,985	207,376,000
良品計画	6,700	29,500	197,650,000

ドンキホーテホールディングス	17,400	7,090	123,366,000
ゼンショーホールディングス	5,900	2,728	16,095,200
島忠	14,600	2,963	43,259,800
ライフコーポレーション	42,000	2,738	114,996,000
青山商事	4,600	2,782	12,797,200
高島屋	37,900	1,905	72,199,500
エイチ・ツー・オー リテイリング	91,100	1,951	177,736,100
イズミ	17,800	6,530	116,234,000
平和堂	1,900	3,115	5,918,500
ゼビオホールディングス	33,400	1,516	50,634,400
ケーズホールディングス	88,000	1,216	107,008,000
ヤマダ電機	395,400	537	212,329,800
ニトリホールディングス	8,500	14,595	124,057,500
パローホールディングス	7,000	2,976	20,832,000
ベルーナ	45,700	1,201	54,885,700
めぶきフィナンシャルグループ	51,500	337	17,355,500
ゆうちょ銀行	16,800	1,320	22,176,000
コンコルディア・フィナンシャルグループ	45,500	497	22,613,500
西日本フィナンシャルホールディングス	29,100	1,133	32,970,300
新生銀行	12,200	1,605	19,581,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	798,100	639	510,305,140
りそなホールディングス	80,700	574	46,362,150
三井住友トラスト・ホールディングス	116,700	4,439	518,031,300
三井住友フィナンシャルグループ	143,000	4,183	598,169,000
千葉銀行	27,000	704	19,008,000
群馬銀行	24,100	526	12,676,600
七十七銀行	3,800	2,226	8,458,800
ふくおかフィナンシャルグループ	8,000	2,538	20,304,000
静岡銀行	39,900	992	39,580,800
スルガ銀行	29,100	544	15,830,400
八十二銀行	61,900	495	30,640,500
大垣共立銀行	1,700	2,451	4,166,700
京都銀行	3,900	5,110	19,929,000
ほくほくフィナンシャルグループ	7,900	1,446	11,423,400
広島銀行	42,000	690	28,980,000
中国銀行	10,300	1,018	10,485,400
伊予銀行	10,600	652	6,911,200
みずほフィナンシャルグループ	2,175,300	190	413,959,590
山口フィナンシャルグループ	12,000	1,179	14,148,000
北洋銀行	74,300	315	23,404,500
SBIホールディングス	18,200	2,833	51,560,600
大和証券グループ本社	240,100	623	149,750,370
野村ホールディングス	962,300	509	490,195,620
カブドットコム証券	323,600	421	136,235,600
かんぽ生命保険	7,900	2,847	22,491,300
SOMPOホールディングス	87,900	4,560	400,824,000
MS&ADインシュアランスグループホール	78,700	3,447	271,278,900
第一生命ホールディングス	231,800	2,032	471,133,500
東京海上ホールディングス	26,300	5,530	145,439,000
クレディセゾン	97,100	1,514	147,009,400
リコーリース	4,600	3,595	16,537,000
オリックス	173,600	1,802	312,827,200
三菱UFJリース	269,900	583	157,351,700
野村不動産ホールディングス	17,700	2,157	38,178,900

飯田グループホールディングス	15,900	2,018	32,086,200
三井不動産	37,600	2,756	103,644,400
三菱地所	41,700	1,764	73,579,650
ダイビル	50,400	1,174	59,169,600
ゴールドクレスト	9,800	1,699	16,650,200
トーセイ	19,900	1,002	19,939,800
日本M&Aセンター	37,800	2,587	97,788,600
パーソルホールディングス	11,100	1,982	22,000,200
ディップ	3,300	2,368	7,814,400
エムスリー	63,200	1,797	113,570,400
博報堂D Yホールディングス	9,400	1,723	16,196,200
電通	22,400	4,995	111,888,000
オリエンタルランド	12,200	10,915	133,163,000
リゾートトラスト	1,500	1,833	2,749,500
楽天	42,700	940	40,138,000
リクルートホールディングス	187,600	3,066	575,181,600
日本郵政	137,100	1,392	190,843,200
アトラエ	14,200	2,473	35,116,600
リログループ	40,900	2,821	115,378,900
エイチ・アイ・エス	1,800	3,755	6,759,000
東京都競馬	6,400	3,325	21,280,000
カナモト	6,700	3,440	23,048,000
東京ドーム	4,400	1,003	4,413,200
合計	19,087,300		35,821,222,620

株式以外の有価証券
次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	森ヒルズリート投資法人	18	2,480,400	
	G L P 投資法人	466	53,450,200	
	日本プロロジスリート投資法人	70	16,800,000	
	積水ハウス・リート投資法人	262	18,182,800	
	森トラスト総合リート投資法人	15	2,419,500	
	インヴィンシブル投資法人	1,179	54,705,600	
合計		2,010	148,038,500	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	2,056,119,543	1,000,596,545
コール・ローン	1,141,682,003	1,289,272,529
株式	30,975,088,027	31,013,253,425
投資証券	379,468,361	336,555,377
派生商品評価勘定	223,728,242	193,183,931
未収入金	132,124,301	126,226,918
未収配当金	21,071,707	44,710,667
差入委託証拠金	377,684,415	362,498,408
流動資産合計	35,306,966,599	34,366,297,800
資産合計	35,306,966,599	34,366,297,800
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	198,676,461	289,433,441
未払金	154,098,178	137,180,842
未払解約金	45,841,418	31,561,234
未払利息	3,096	3,779
その他未払費用	5,969,347	2,951,608
流動負債合計	404,588,500	461,130,904
負債合計	404,588,500	461,130,904
純資産の部		
元本等		
元本	12,615,983,918	12,030,031,873
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	22,286,394,181	21,875,135,023
元本等合計	34,902,378,099	33,905,166,896
純資産合計	34,902,378,099	33,905,166,896
負債純資産合計	35,306,966,599	34,366,297,800

(注) 「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2017年11月20日及び2018年11月19日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 12,939,209,921円</p> <p>期中追加設定元本額 6,891,484,005円</p> <p>期中一部解約元本額 7,214,710,008円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 12,615,983,918円</p> <p>期中追加設定元本額 4,834,579,812円</p> <p>期中一部解約元本額 5,420,531,857円</p>
<p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド - 2 (適格機関投資家限定) 4,726,838,686円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド</p>	<p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド - 2 (適格機関投資家限定) 4,047,326,584円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド</p>

(適格機関投資家限定)	718,210,029円	(適格機関投資家限定)	662,431,841円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	2,136,118,899円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	1,289,474,998円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	2,472,232,261円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定)	2,427,092,812円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け)	2,258,084,662円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け)	3,180,363,148円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	138,694,065円	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	246,033,944円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	14,287,254円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	14,323,438円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	79,165,595円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	92,645,512円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	72,352,467円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	70,339,596円
計	12,615,983,918円	計	12,030,031,873円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数	12,615,983,918口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日 における受益権の総数	12,030,031,873口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
-----	---------------	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,494,397,955	616,200,543
投資証券	28,863,123	4,974,559
合計	2,523,261,078	621,175,102

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連（2017年11月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,299,499,993	-	4,343,057,803	43,557,810
	売建	1,637,061,399	-	1,686,164,463	49,103,064
	合計	5,936,561,392	-	6,029,222,266	5,545,254

株式関連(2018年11月19日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,823,592,826	-	3,671,908,598	151,684,228
	売建	1,359,936,869	-	1,331,518,017	28,418,852
	合計	5,183,529,695	-	5,003,426,615	123,265,376

(注)1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連(2017年11月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	9,921,264,121	-	9,987,480,867	66,216,746
	米ドル	6,559,233,750	-	6,635,036,177	75,802,427
	カナダドル	574,942,867	-	561,934,320	13,008,547
	ユーロ	1,386,457,608	-	1,379,814,200	6,643,408
	英ポンド	898,849,619	-	917,713,730	18,864,111
	スイスフラン	204,756,855	-	201,249,500	3,507,355
	オーストラリアドル	179,210,482	-	172,960,380	6,250,102
	香港ドル	115,980,810	-	116,952,500	971,690
	シンガポールドル	1,832,130	-	1,820,060	12,070
	売建	8,883,264,121	-	8,918,883,832	35,619,711
	米ドル	6,107,030,371	-	6,140,905,952	33,875,581
	カナダドル	146,438,650	-	144,299,400	2,139,250
	ユーロ	926,174,000	-	932,485,000	6,311,000
	英ポンド	416,942,600	-	427,980,100	11,037,500
	スイスフラン	1,115,355,500	-	1,104,434,580	10,920,920
	オーストラリアドル	103,169,000	-	99,898,800	3,270,200
	香港ドル	68,154,000	-	68,880,000	726,000
		合計	18,804,528,242	-	18,906,364,699

通貨関連(2018年11月19日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	11,142,829,923	-	11,226,372,533	83,542,610
	米ドル	6,747,374,310	-	6,825,136,533	77,762,223
	カナダドル	388,561,554	-	393,135,440	4,573,886
	ユーロ	2,162,165,726	-	2,144,995,740	17,169,986
	英ポンド	257,533,917	-	256,054,000	1,479,917
	スイスフラン	813,619,500	-	808,478,720	5,140,780
	スウェーデンクローネ	4,406,813	-	4,378,500	28,313
	ノルウェークローネ	10,333,675	-	10,012,500	321,175
	オーストラリアドル	353,280,307	-	368,269,200	14,988,893
	ニュージーランドドル	338,116,391	-	347,535,000	9,418,609
	香港ドル	67,437,730	-	68,376,900	939,170
	売建	9,948,829,923	-	10,005,356,667	56,526,744
	米ドル	5,528,955,613	-	5,588,111,667	59,156,054
	カナダドル	69,130,400	-	68,416,000	714,400
	ユーロ	393,583,700	-	389,075,500	4,508,200
	英ポンド	271,282,310	-	270,359,500	922,810
	スイスフラン	1,724,591,900	-	1,698,617,400	25,974,500
	スウェーデンクローネ	576,690,000	-	581,715,000	5,025,000
	ノルウェークローネ	733,895,000	-	727,575,000	6,320,000
	オーストラリアドル	297,143,400	-	306,342,000	9,198,600
	ニュージーランドドル	326,070,000	-	347,535,000	21,465,000
	香港ドル	27,487,600	-	27,609,600	122,000
	合計	21,091,659,846	-	21,231,729,200	27,015,866

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.7665円 (27,665円)	2.8184円 (28,184円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BAKER HUGHES A GE CO	65,415	23.37	1,528,748.55	
	BP PLC-SPONS ADR	12,459	40.84	508,825.56	
	CABOT OIL & GAS CORP	61,101	25.74	1,572,739.74	
	CHEVRON CORP	10,633	119.06	1,265,964.98	
	CONOCOPHILLIPS	17,554	66.12	1,160,670.48	
	EOG RESOURCES INC	362	105.20	38,082.40	
	EXXON MOBIL CORP	20,639	78.96	1,629,655.44	
	HALLIBURTON CO	50,047	32.46	1,624,525.62	
	HELMERICH & PAYNE	830	62.59	51,949.70	
	HOLLYFRONTIER CORP	1,632	63.83	104,170.56	
	MARATHON PETROLEUM CORP	4,863	65.44	318,234.72	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	7,967	73.38	584,618.46	
	PHILLIPS 66	1,486	96.61	143,562.46	
	TECHNIPFMC PLC	51,984	24.26	1,261,131.84	
	VALERO ENERGY CORP	1,495	83.95	125,505.25	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,296	163.86	212,362.56	
	CELANESE CORP-SERIES A	3,000	102.47	307,410.00	
	DOWDUPONT INC	2,233	59.19	132,171.27	
	EASTMAN CHEMICAL CO	527	83.18	43,835.86	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	2,726	11.96	32,602.96	
	HUNTSMAN CORP	600	20.98	12,588.00	
	LINDE PLC	1,088	158.08	171,991.04	
	LOUISIANA-PACIFIC CORP	12,800	22.88	292,864.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	783	95.43	74,721.69	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,040	188.97	574,468.80	
	MOSAIC CO/THE	8,103	36.67	297,137.01	
	NUCOR CORP	811	63.23	51,279.53	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,281	423.96	1,391,012.76	
	VULCAN MATERIALS CO	4,991	106.54	531,741.14	
	3M CO	8,394	209.00	1,754,346.00	
	ALLISON TRANSMISSION HOLDING	13,100	47.64	624,084.00	
	BOEING CO/THE	5,085	335.95	1,708,305.75	
	CATERPILLAR INC	3,460	129.96	449,661.60	
	CUMMINS INC	1,282	147.11	188,595.02	
	DOVER CORP	949	87.62	83,151.38	
	EATON CORP PLC	803	74.24	59,614.72	
	EMERSON ELECTRIC CO	2,797	69.62	194,727.14	
	GRACO INC	28,859	43.67	1,260,272.53	
	HARRIS CORP	700	150.91	105,637.00	
	HD SUPPLY HOLDINGS INC	8,000	38.80	310,400.00	
	HUBBELL INC	539	107.10	57,726.90	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,700	65.60	111,520.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	1,907	33.44	63,770.08	
	LOCKHEED MARTIN CORP	1,666	301.24	501,865.84	
	MASCO CORP	2,116	31.29	66,209.64	
	MIDDLEBY CORP	9,294	118.03	1,096,970.82	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	209	272.64	56,981.76	
	OWENS CORNING	714	49.10	35,057.40	
	PACCAR INC	1,267	60.77	76,995.59	
	PENTAIR PLC	1,585	42.29	67,029.65	

RAYTHEON COMPANY	3,934	182.08	716,302.72
ROCKWELL AUTOMATION INC	620	171.60	106,392.00
SMITH (A.O.) CORP	3,587	46.01	165,037.87
STANLEY BLACK & DECKER INC	2,242	130.19	291,885.98
UNITED TECHNOLOGIES CORP	10,046	130.13	1,307,285.98
CINTAS CORP	331	183.20	60,639.20
FTI CONSULTING INC	800	68.56	54,848.00
KORN/FERRY INTERNATIONAL	3,000	45.92	137,760.00
WASTE MANAGEMENT INC	1,969	92.62	182,368.78
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,000	90.80	90,800.00
DELTA AIR LINES INC	973	55.90	54,390.70
SOUTHWEST AIRLINES CO	1,225	52.58	64,410.50
UNION PACIFIC CORP	2,035	151.42	308,139.70
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS	866	92.26	79,897.16
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,299	110.09	143,006.91
GENERAL MOTORS CO	2,161	35.75	77,255.75
LEAR CORP	313	134.72	42,167.36
DR HORTON INC	32,702	34.78	1,137,375.56
LENNAR CORP-A	30,130	41.05	1,236,836.50
LENNAR CORP-B SHS	287	34.10	9,786.70
NIKE INC -CL B	15,399	74.74	1,150,921.26
TAPESTRY INC	1,461	40.63	59,360.43
TOLL BROTHERS INC	1,108	30.39	33,672.12
CARNIVAL CORP	873	59.96	52,345.08
DARDEN RESTAURANTS INC	759	111.86	84,901.74
H&R BLOCK INC	1,767	28.38	50,147.46
HUAZHU GROUP LTD-ADR	6,761	29.70	200,801.70
MCDONALD'S CORP	1,419	187.59	266,190.21
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	511	109.99	56,204.89
STARBUCKS CORP	13,340	68.16	909,254.40
TAL EDUCATION GROUP- ADR	46,630	28.36	1,322,426.80
YUM! BRANDS INC	511	88.89	45,422.79
ACTIVISION BLIZZARD INC	705	50.94	35,912.70
COMCAST CORP-CLASS A	7,743	38.59	298,802.37
DISCOVERY INC-A	1,910	31.44	60,050.40
FACEBOOK INC-CLASS A	20,832	139.53	2,906,688.96
GRUPO TELEVISIA SA-SPON ADR	20,477	14.91	305,312.07
OMNICOM GROUP	5,423	77.10	418,113.30
SINCLAIR BROADCAST GROUP -A	4,100	30.48	124,968.00
TWENTY-FIRST CENTURY FOX-A	1,114	48.16	53,650.24
VIACOM INC-CLASS B	12,000	32.99	395,880.00
WALT DISNEY CO/THE	609	116.19	70,759.71
AMAZON.COM INC	1,583	1,593.41	2,522,368.03
AUTOZONE INC	1,346	827.99	1,114,474.54
BEST BUY CO INC	12,600	66.43	837,018.00
BOOKING HOLDINGS INC	1,112	1,855.32	2,063,115.84
CTRIIP.COM INTERNATIONAL-ADR	7,375	26.40	194,700.00
EXPEDIA GROUP INC	6,300	116.95	736,785.00
FOOT LOCKER INC	963	50.88	48,997.44
GENUINE PARTS CO	673	102.41	68,921.93
HOME DEPOT INC	1,607	177.02	284,471.14
KOHL'S CORP	1,983	72.49	143,747.67

NETFLIX INC	200	286.21	57,242.00
ROSS STORES INC	493	95.28	46,973.04
SIGNET JEWELERS LTD	2,100	56.71	119,091.00
TARGET CORP	4,040	79.68	321,907.20
TIFFANY & CO	633	106.49	67,408.17
TJX COMPANIES INC	27,366	51.49	1,409,075.34
URBAN OUTFITTERS INC	4,500	37.04	166,680.00
COSTCO WHOLESALE CORP	232	231.02	53,596.64
KROGER CO	17,287	30.24	522,758.88
SYSCO CORP	2,606	66.39	173,012.34
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	14,600	82.52	1,204,792.00
WALMART INC	2,213	97.69	216,187.97
CAMPBELL SOUP CO	1,122	38.65	43,365.30
COCA-COLA CO/THE	33,753	50.17	1,693,388.01
CONAGRA BRANDS INC	2,300	33.07	76,061.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,291	196.53	253,720.23
GENERAL MILLS INC	2,826	44.18	124,852.68
KELLOGG CO	1,410	61.73	87,039.30
PEPSICO INC	35,242	118.35	4,170,890.70
TYSON FOODS INC-CL A	5,100	60.22	307,122.00
CLOROX COMPANY	628	162.02	101,748.56
COLGATE-PALMOLIVE CO	15,196	63.24	960,995.04
KIMBERLY-CLARK CORP	1,156	111.27	128,628.12
PROCTER & GAMBLE CO/THE	35,154	93.82	3,298,148.28
ABBOTT LABORATORIES	909	72.04	65,484.36
ANTHEM INC	5,466	286.33	1,565,079.78
BECTON DICKINSON AND CO	7,714	246.07	1,898,183.98
CENTENE CORP	1,803	136.00	245,208.00
CIGNA CORP	14,165	213.72	3,027,343.80
DANAHER CORP	444	103.20	45,820.80
HCA HEALTHCARE INC	2,900	140.29	406,841.00
HUMANA INC	3,043	319.73	972,938.39
INTUITIVE SURGICAL INC	92	518.54	47,705.68
MEDTRONIC PLC	31,167	93.70	2,920,347.90
STRYKER CORP	268	172.16	46,138.88
UNITEDHEALTH GROUP INC	9,244	271.11	2,506,140.84
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	7,579	118.76	900,082.04
ABBVIE INC	598	91.53	54,734.94
AMGEN INC	4,320	194.18	838,857.60
BAUSCH HEALTH COS INC	8,500	25.33	215,305.00
BIOGEN INC	2,250	324.05	729,112.50
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	18,976	54.07	1,026,032.32
CELGENE CORP	2,600	69.65	181,090.00
ELI LILLY & CO	1,851	113.83	210,699.33
GILEAD SCIENCES INC	36,206	69.20	2,505,455.20
ILLUMINA INC	143	319.93	45,749.99
JOHNSON & JOHNSON	49,571	145.99	7,236,870.29
MERCK & CO. INC.	12,990	76.06	988,019.40
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,153	599.30	1,290,292.90
PFIZER INC	111,565	43.51	4,854,193.15
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	232	241.06	55,925.92
ZOETIS INC	511	92.27	47,149.97

BANK OF AMERICA CORP	55,738	27.75	1,546,729.50
BB&T CORP	1,270	51.41	65,290.70
CITIGROUP INC	50,349	64.95	3,270,167.55
CITIZENS FINANCIAL GROUP	12,600	36.26	456,876.00
ESSENT GROUP LTD	6,000	40.26	241,560.00
FIFTH THIRD BANCORP	21,924	27.39	600,498.36
HDFC BANK LTD-ADR	23,312	95.34	2,222,566.08
HUNTINGTON BANCSHARES INC	5,272	14.79	77,972.88
JPMORGAN CHASE & CO	14,612	109.99	1,607,173.88
MGIC INVESTMENT CORP	18,200	12.05	219,310.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	587	136.39	80,060.93
POPULAR INC	2,100	55.69	116,949.00
RADIAN GROUP INC	16,400	19.30	316,520.00
REGIONS FINANCIAL CORP	3,946	16.20	63,925.20
SUNTRUST BANKS INC	1,148	62.66	71,933.68
US BANCORP	29,569	54.92	1,623,929.48
WELLS FARGO & CO	77,583	52.94	4,107,244.02
ALLY FINANCIAL INC	26,562	25.32	672,549.84
AMERICAN EXPRESS CO	580	109.46	63,486.80
AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,300	126.53	670,609.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,168	218.41	255,102.88
BLACKROCK INC	441	411.00	181,251.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	4,453	87.64	390,260.92
CME GROUP INC	7,922	195.61	1,549,622.42
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	904	70.72	63,930.88
GOLDMAN SACHS GROUP INC	5,704	202.12	1,152,892.48
INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	698	81.22	56,691.56
MOODY'S CORP	16,539	147.25	2,435,367.75
MORGAN STANLEY	26,367	44.13	1,163,575.71
MSCI INC	9,255	153.29	1,418,698.95
NAVIENT CORP	1,600	12.16	19,456.00
S&P GLOBAL INC	286	181.33	51,860.38
SCHWAB(CHARLES)CORP	1,043	46.96	48,979.28
SYNCHRONY FINANCIAL	31,036	25.91	804,142.76
AFLAC INC	5,377	44.57	239,652.89
ALLSTATE CORP	8,741	89.50	782,319.50
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	542	103.08	55,869.36
ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,513	78.38	118,588.94
ASSURED GUARANTY LTD	12,300	39.88	490,524.00
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	12,000	44.61	535,320.00
CHUBB LTD	4,212	132.54	558,258.48
CINCINNATI FINANCIAL CORP	836	80.25	67,089.00
EVEREST RE GROUP LTD	400	216.43	86,572.00
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	6,952	43.85	304,845.20
LINCOLN NATIONAL CORP	2,000	63.02	126,040.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,510	48.24	72,842.40
PROGRESSIVE CORP	3,530	66.34	234,180.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	393	91.56	35,983.08
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	7,472	123.85	925,407.20
TRAVELERS COS INC/THE	1,669	128.77	214,917.13
UNUM GROUP	8,000	36.11	288,880.00
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	21,500	6.37	136,955.00

ACCENTURE PLC-CL A	1,736	165.00	286,440.00
ADOBE INC	9,505	238.89	2,270,649.45
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	4,100	69.87	286,467.00
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	3,713	154.10	572,173.30
ALPHABET INC-CL A	2,729	1,068.27	2,915,308.83
ALPHABET INC-CL C	3,746	1,061.49	3,976,341.54
AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,628	146.55	238,583.40
CADENCE DESIGN SYS INC	18,900	45.76	864,864.00
CHECK POINT SOFTWARE TECH	2,700	114.34	308,718.00
CITRIX SYSTEMS INC	8,700	108.75	946,125.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	10,224	70.33	719,053.92
EBAY INC	48,083	28.12	1,352,093.96
EPAM SYSTEMS INC	6,350	125.32	795,782.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	491	107.86	52,959.26
FISERV INC	700	80.28	56,196.00
GLOBAL PAYMENTS INC	424	109.69	46,508.56
GLOBANT SA	3,269	53.29	174,205.01
INFOSYS LTD-SP ADR	52,744	9.33	492,101.52
INTUIT INC	282	211.44	59,626.08
LOGMEIN INC	400	87.64	35,056.00
MASTERCARD INC - A	21,594	199.04	4,298,069.76
MICROSOFT CORP	58,367	108.29	6,320,562.43
ORACLE CORP	72,584	51.17	3,714,123.28
PAYPAL HOLDINGS INC	669	85.06	56,905.14
PERSPECTA INC	4,500	21.33	95,985.00
SALESFORCE.COM INC	494	132.55	65,479.70
SERVICENOW INC	297	171.09	50,813.73
SQUARE INC - A	727	70.59	51,318.93
STAMPS.COM INC	1,149	153.57	176,451.93
SYMANTEC CORP	1,200	23.09	27,708.00
VISA INC-CLASS A SHARES	9,947	140.18	1,394,370.46
WESTERN UNION CO	9,100	18.89	171,899.00
WORLDPAY INC-CLASS A	537	82.03	44,050.11
ZILLOW GROUP INC - A	5,710	28.89	164,961.90
APPLE INC	22,111	193.53	4,279,141.83
AVNET INC	7,452	43.60	324,907.20
CELESTICA INC	22,845	10.12	231,191.40
CISCO SYSTEMS INC	21,249	46.35	984,891.15
F5 NETWORKS INC	600	177.77	106,662.00
JABIL INC	1,100	24.99	27,489.00
JUNIPER NETWORKS INC	900	28.59	25,731.00
T-MOBILE US INC	4,100	69.14	283,474.00
TELEPHONE AND DATA SYSTEMS	800	35.09	28,072.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	23,434	60.21	1,410,961.14
ALLIANT ENERGY CORP	1,340	45.25	60,635.00
AQUA AMERICA INC	1,126	33.07	37,236.82
CENTERPOINT ENERGY INC	23,400	27.73	648,882.00
EDISON INTERNATIONAL	1,114	54.45	60,657.30
EXELON CORP	43,312	45.88	1,987,154.56
NEXTERA ENERGY INC	1,010	180.39	182,193.90
NRG ENERGY INC	8,300	39.27	325,941.00

	P G & E CORP	13,600	24.40	331,840.00
	PINNACLE WEST CAPITAL	600	88.32	52,992.00
	PORTLAND GENERAL ELECTRIC CO	3,800	48.25	183,350.00
	PPL CORP	17,599	30.83	542,577.17
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	878	54.30	47,675.40
	UGI CORP	6,900	56.93	392,817.00
	WEC ENERGY GROUP INC	1,426	70.91	101,117.66
	INTEL CORP	9,243	48.83	451,335.69
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	2,155	53.32	114,904.60
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,220	75.61	92,244.20
	MICRON TECHNOLOGY INC	9,714	39.44	383,120.16
	NVIDIA CORP	259	164.43	42,587.37
	TEXAS INSTRUMENTS INC	2,355	97.85	230,436.75
	XILINX INC	1,243	90.54	112,541.22
	米ドル 計	2,499,293		178,760,099.52 (20,151,626,018)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	8,557	35.70	305,484.90
	CENOVUS ENERGY INC	5,949	10.67	63,475.83
	HUSKY ENERGY INC	3,717	17.43	64,787.31
	IMPERIAL OIL LTD	3,803	41.98	159,649.94
	INTER PIPELINE LTD	4,035	22.76	91,836.60
	SUNCOR ENERGY INC	62,033	43.68	2,709,601.44
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	4,524	28.87	130,607.88
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	620	69.52	43,102.40
	AECON GROUP INC	700	19.03	13,321.00
	CAE INC	1,300	26.17	34,021.00
	TFI INTERNATIONAL INC	7,200	43.32	311,904.00
	MAGNA INTERNATIONAL INC	2,007	65.92	132,301.44
	BRP INC/CA- SUB VOTING	4,300	48.11	206,873.00
	QUEBECOR INC -CL B	11,400	27.95	318,630.00
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	576	152.68	87,943.68
	EMPIRE CO LTD 'A'	9,200	24.94	229,448.00
	MAPLE LEAF FOODS INC	1,800	29.17	52,506.00
	BANK OF MONTREAL	864	99.05	85,579.20
	BANK OF NOVA SCOTIA	1,184	70.97	84,028.48
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,672	114.28	191,076.16
	NATIONAL BANK OF CANADA	1,101	60.70	66,830.70
	ROYAL BANK OF CANADA	3,594	95.37	342,759.78
	TORONTO-DOMINION BANK	5,749	72.62	417,492.38
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	1,601	57.73	92,425.73
	THOMSON REUTERS CORP	1,863	64.42	120,014.46
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	100	611.00	61,100.00
	GREAT-WEST LIFE CO INC	1,107	30.82	34,117.74
	INTACT FINANCIAL CORP	867	105.29	91,286.43
	SUN LIFE FINANCIAL INC	5,153	48.62	250,538.86
	CGI GROUP INC - CLASS A	7,100	82.87	588,377.00
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	95	913.50	86,782.50
	BCE INC	1,728	55.24	95,454.72
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	14,500	70.67	1,024,715.00
	カナダドル 計	179,999		8,588,073.56 (735,740,261)
ユーロ	ENAGAS SA	1,905	24.21	46,120.05

ENI SPA	44,188	14.90	658,401.20
REPSOL SA	24,093	15.65	377,175.91
SNAM SPA	18,740	3.89	72,917.34
TENARIS SA	56,848	12.36	702,641.28
TOTAL SA	3,103	49.99	155,134.48
ARCELORMITTAL	4,272	21.76	92,980.08
BASF SE	807	69.37	55,981.59
COVESTRO AG	14,684	56.36	827,590.24
HEIDELBERGCEMENT AG	578	60.02	34,691.56
TIKKURILA OYJ	15,985	12.42	198,533.70
UPM-KYMMENE OYJ	2,710	26.27	71,191.70
VOESTALPINE AG	1,057	30.38	32,111.66
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,387	33.64	80,298.68
ANDRITZ AG	7,461	42.80	319,330.80
CNH INDUSTRIAL NV	43,572	8.51	370,797.72
COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	1,795	31.44	56,443.77
DASSAULT AVIATION SA	117	1,372.00	160,524.00
EIFFAGE	3,818	87.68	334,762.24
GEA GROUP AG	15,209	26.36	400,909.24
HOCHTIEF AG	1,340	125.90	168,706.00
LEONARDO SPA	3,556	8.46	30,090.87
BUREAU VERITAS SA	11,242	19.46	218,825.53
RANDSTAD NV	1,753	42.72	74,888.16
CIA DE DISTRIBUCION INTEGRAL	2,711	21.16	57,364.76
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	8,990	20.15	181,148.50
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	5,822	73.74	429,314.28
CONTINENTAL AG	178	135.45	24,110.10
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	1,109	50.49	55,993.41
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	4,731	14.36	67,946.62
MICHELIN (CGDE)	771	89.06	68,665.26
PEUGEOT SA	40,911	19.82	810,856.02
RENAULT SA	1,055	64.50	68,047.50
VOLKSWAGEN AG-PREF	606	143.92	87,215.52
ADIDAS AG	2,156	204.70	441,333.20
CHRISTIAN DIOR SE	90	335.70	30,213.00
HERMES INTERNATIONAL	1,578	491.00	774,798.00
KERING	315	389.60	122,724.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	189	264.25	49,943.25
MONCLER SPA	24,572	30.74	755,343.28
MEDIASET ESPANA COMUNICACION	6,752	6.02	40,660.54
PROSIEBENSAT.1 MEDIA SE	2,123	17.57	37,311.72
PUBLICIS GROUPE	11,639	52.98	616,634.22
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	22,509	22.84	514,218.10
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	4,159	68.50	284,891.50
DANONE	5,673	65.10	369,312.30
HEINEKEN NV	17,156	80.06	1,373,509.36
UNILEVER NV-CVA	38,141	49.04	1,870,434.64
SANOFI	12,236	79.23	969,458.28
UCB SA	3,816	77.00	293,832.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	8,695	4.91	42,701.14
BANCO DE SABADELL SA	537,322	1.16	627,860.75
BANCO SANTANDER SA	13,331	4.22	56,256.82

	BANK OF IRELAND GROUP PLC	50,213	5.99	300,775.87
	INTESA SANPAOLO	25,144	1.91	48,261.39
	SOCIETE GENERALE SA	21,020	33.09	695,656.90
	UNICREDIT SPA	11,450	10.89	124,736.30
	AGEAS	1,340	44.25	59,295.00
	ALLIANZ SE-REG	1,251	189.24	236,739.24
	ASR NEDERLAND NV	3,010	40.14	120,821.40
	HANNOVER RUECK SE	343	123.40	42,326.20
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,770	191.80	531,286.00
	NN GROUP NV	5,290	38.07	201,390.30
	WIRECARD AG	279	147.80	41,236.20
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	67,140	15.13	1,015,828.20
	TELEFONICA SA	61,779	7.49	463,157.16
	ENEL SPA	86,654	4.50	389,943.00
	ENGIE	23,367	12.20	285,077.40
	SILTRONIC AG	1,702	72.80	123,905.60
	ユーロ計	1,423,308		21,343,582.03 (2,744,998,084)
英債券	BP PLC	424,818	5.24	2,229,869.68
	GULF KEYSTONE PETROLEUM LTD	8,495	1.90	16,208.46
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	10,288	24.07	247,632.16
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	44,217	24.53	1,084,864.09
	ANGLO AMERICAN PLC	5,898	17.02	100,431.14
	EVRAZ PLC	7,900	5.51	43,544.80
	GLENCORE PLC	27,017	2.97	80,375.57
	RIO TINTO PLC	2,911	39.10	113,820.10
	BAE SYSTEMS PLC	85,343	5.27	450,440.35
	MEGGITT PLC	71,686	5.11	366,745.57
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	10,478	66.95	701,502.10
	TRAVIS PERKINS PLC	17,931	10.04	180,116.89
	INTERTEK GROUP PLC	22,453	45.36	1,018,468.08
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	8,105	6.34	51,418.12
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	8,744	5.03	43,982.32
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	1,959	33.66	65,939.94
	BURBERRY GROUP PLC	5,035	18.17	91,511.12
	PERSIMMON PLC	11,529	21.28	245,337.12
	TAYLOR WIMPEY PLC	30,830	1.48	45,736.30
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	23,179	42.12	976,299.48
	SSP GROUP PLC	4,745	7.01	33,276.68
	WPP PLC	46,754	8.67	405,544.19
	KINGFISHER PLC	26,747	2.42	64,941.71
	LOOKERS PLC	96,598	0.93	90,319.13
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	187,784	2.91	546,827.00
	MONEYSUPERMARKET.COM	25,226	2.94	74,164.44
	VERTU MOTORS PLC	139,913	0.38	53,166.94
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	3,009	27.07	81,453.63
	DIAGEO PLC	56,192	28.02	1,574,780.80
	FEVERTREE DRINKS PLC	14,174	28.86	409,061.64
	IMPERIAL BRANDS PLC	34,871	26.38	920,071.33
	STOCK SPIRITS GROUP PLC	54,377	1.95	106,035.15
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	10,947	65.31	714,948.57
	GLAXOSMITHKLINE PLC	20,028	15.62	312,837.36

	BARCLAYS PLC	572,548	1.64	944,589.69
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	768,586	0.54	418,879.37
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	184,620	2.16	400,440.78
	3I GROUP PLC	34,750	7.95	276,401.50
	ST JAMES'S PLACE PLC	3,761	10.15	38,192.95
	AVIVA PLC	74,351	4.14	308,407.94
	DIRECT LINE INSURANCE GROUP	11,476	3.17	36,413.34
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	19,967	2.43	48,679.54
	PRUDENTIAL PLC	4,070	15.57	63,390.25
	FOXTONS GROUP PLC	139,484	0.49	69,044.58
	LSL PROPERTY SERVICES PLC	87,428	2.53	221,192.84
	VODAFONE GROUP PLC	283,117	1.53	434,301.47
	DRAX GROUP PLC	16,299	3.76	61,316.83
	英ポンド 計	3,750,638		16,862,923.04 (2,438,715,930)
スイスフラン	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	1,061	46.13	48,943.93
	ABB LTD-REG	5,841	20.06	117,170.46
	GEBERIT AG-REG	2,476	381.00	943,356.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	5,946	202.60	1,204,659.60
	ADECCO GROUP AG-REG	2,591	48.16	124,782.56
	SGS SA-REG	24	2,308.00	55,392.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	17,888	66.98	1,198,138.24
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	4	81,000.00	324,000.00
	NESTLE SA-REG	58,404	84.36	4,926,961.44
	NOVARTIS AG-REG	13,678	87.66	1,199,013.48
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	21,180	250.30	5,301,354.00
	UBS GROUP AG-REG	4,126	13.62	56,216.75
	SWISS RE AG	10,379	89.64	930,373.56
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	180	309.40	55,692.00
SWISSCOM AG-REG	121	461.20	55,805.20	
	スイスフラン 計	143,899		16,541,859.22 (1,865,094,627)
スウェーデンクローネ	LUNDIN PETROLEUM AB	9,860	251.10	2,475,846.00
	SSAB AB - B SHARES	26,400	28.10	741,840.00
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	6,743	191.50	1,291,284.50
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	3,924	93.74	367,835.76
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	61,876	97.66	6,042,810.16
	SWEDBANK AB - A SHARES	5,780	206.40	1,192,992.00
	TELIA CO AB	10,100	41.33	417,433.00
	スウェーデンクローネ 計	124,683		12,530,041.42 (156,750,818)
ノルウェークローネ	EQUINOR ASA	20,883	208.70	4,358,282.10
	AUSTEVOLL SEAFOOD ASA	8,447	126.20	1,066,011.40
	LERROY SEAFOOD GROUP ASA	13,272	75.14	997,258.08
	MARINE HARVEST	2,288	194.00	443,872.00
	ORKLA ASA	68,539	72.28	4,953,998.92
	DNB ASA	3,480	151.00	525,480.00
	TELENOR ASA	21,426	162.25	3,476,368.50
	ノルウェークローネ 計	138,335		15,821,271.00 (211,372,180)

デンマーククローネ	DSV A/S	16,724	515.40	8,619,549.60
	PANDORA A/S	489	340.70	166,602.30
	CARLSBERG AS-B	5,023	734.20	3,687,886.60
	SCANDINAVIAN TOBACCO GROUP A	27,018	87.50	2,364,075.00
デンマーククローネ 計		49,254		14,838,113.50 (255,809,076)
オーストラリアドル	WHITEHAVEN COAL LTD	64,500	4.56	294,120.00
	AMCOR LIMITED	36,084	13.50	487,134.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	18,500	13.15	243,275.00
	SANDFIRE RESOURCES NL	12,726	7.04	89,591.04
	SOUTH32 LTD	156,795	3.38	529,967.10
	BRAMBLES LTD	8,068	10.33	83,342.44
	QANTAS AIRWAYS LTD	44,300	5.69	252,067.00
	CROWN RESORTS LTD	19,300	11.77	227,161.00
	WESFARMERS LTD	7,570	44.39	336,032.30
	WOOLWORTHS GROUP LTD	8,539	28.76	245,581.64
	TREASURY WINE ESTATES LTD	3,533	14.61	51,617.13
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	4,154	68.90	286,210.60
	ASX LTD	1,026	61.51	63,109.26
	TELSTRA CORP LTD	90,825	3.04	276,108.00
	AGL ENERGY LTD	4,225	18.56	78,416.00
オーストラリアドル 計		480,145		3,543,732.51 (292,357,932)
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	74,000	81.50	6,031,000.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	175,979	10.90	1,918,171.10
	MTR CORP	5,500	39.60	217,800.00
	HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING	60,000	17.32	1,039,200.00
	MEITUAN DIANPING-CLASS B	37,000	58.30	2,157,100.00
	CHINA RESOURCES BEER HOLDINGS	62,186	29.65	1,843,814.90
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	441,000	3.51	1,547,910.00
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,036,877	6.53	6,770,806.81
	HANG SENG BANK LTD	4,352	180.80	786,841.60
	IND & COMM BK OF CHINA-H	337,552	5.43	1,832,907.36
	AIA GROUP LTD	6,600	64.60	426,360.00
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	84,000	26.45	2,221,800.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	52,500	55.60	2,919,000.00
	HYSAN DEVELOPMENT CO	12,000	38.25	459,000.00
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	17,000	87.00	1,479,000.00
	WHEELLOCK & CO LTD	15,000	45.05	675,750.00
	TENCENT HOLDINGS LTD	15,271	290.40	4,434,698.40
	CLP HOLDINGS LTD	8,290	88.35	732,421.50
香港ドル 計		2,445,107		37,493,581.67 (539,907,576)
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	19,100	6.26	119,566.00
	GENTING SINGAPORE LTD	215,700	0.94	202,758.00
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	16,100	23.32	375,452.00
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	47,800	24.40	1,166,320.00
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	385,200	3.08	1,186,416.00
シンガポールドル 計		683,900		3,050,512.00 (250,416,530)
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	104,800	198.50	20,802,800.00
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOREIGN	78,700	137.00	10,781,900.00

タイバーツ 計		183,500		31,584,700.00 (108,335,521)
韓国ウォン	HYUNDAI MOTOR CO	10,264	103,000.00	1,057,192,000.00
	GRAND KOREA LEISURE CO LTD	12,985	23,400.00	303,849,000.00
	KANGWON LAND INC	11,211	30,100.00	337,451,100.00
	CLIO COSMETICS CO LTD	7,156	11,700.00	83,725,200.00
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	10,966	42,750.00	468,796,500.00
	NAVER CORP	1,695	112,500.00	190,687,500.00
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	89,688	44,000.00	3,946,272,000.00
韓国ウォン 計		143,965		6,387,973,300.00 (640,713,721)
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	594,293	226.00	134,310,218.00
新台湾ドル 計		594,293		134,310,218.00 (490,232,295)
イスラエルシェケル	BANK LEUMI LE-ISRAEL	21,861	23.99	524,445.39
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	28,139	12.99	365,525.61
イスラエルシェケル 計		50,000		889,971.00 (27,108,516)
南アフリカランド	NASPERS LTD-N SHS	1,090	2,778.55	3,028,619.50
南アフリカランド 計		1,090		3,028,619.50 (24,319,814)
オフショア元	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	43,488	63.18	2,747,571.84
	JIANGSU YANGHE BREWERY -A	22,547	95.55	2,154,365.85
オフショア元 計		66,035		4,901,937.69 (79,754,526)
合計		12,957,444		31,013,253,425 (31,013,253,425)

株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	11,929	210,188.98		
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	1,600	31,712.00		
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	591	109,654.14		
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	523	67,472.23		
		PARAMOUNT GROUP INC	14,100	201,630.00		
		REGENCY CENTERS CORP	1,064	67,585.28		
		TWO HARBORS INVESTMENT CORP	26,379	378,011.07		
		VICI PROPERTIES INC	31,400	668,820.00		
	米ドル 計			87,586	1,735,073.70	(195,594,858)
	カナダドル	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	2,000		111,400.00	
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	9,300		194,928.00	
	カナダドル 計			11,300	306,328.00	(26,243,119)
	英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	13,895		82,619.67	
		SEGRO PLC	3,500		21,490.00	
	英ポンド 計			17,395	104,109.67	(15,056,340)
	オーストラリアドル	DEXUS	13,800		138,276.00	
		MIRVAC GROUP	102,600		225,720.00	
		STOCKLAND	46,800		170,352.00	
	オーストラリアドル 計			163,200	534,348.00	(44,083,710)
	香港ドル	LINK REIT	52,654		3,859,538.20	
	香港ドル 計			52,654	3,859,538.20	(55,577,350)
	合計				336,555,377	(336,555,377)

有価証券明細表注記

- 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 271銘柄	99.0%		64.3%
	投資証券 8銘柄		1.0%	0.6%
カナダドル	株式 33銘柄	96.6%		2.3%
	投資証券 2銘柄		3.4%	0.1%
ユーロ	株式 69銘柄	100.0%		8.8%
英ポンド	株式 47銘柄	99.4%		7.8%
	投資証券 2銘柄		0.6%	0.0%
スイスフラン	株式 15銘柄	100.0%		5.9%
スウェーデンクローネ	株式 7銘柄	100.0%		0.5%
ノルウェークローネ	株式 7銘柄	100.0%		0.7%
デンマーククローネ	株式 4銘柄	100.0%		0.8%
オーストラリアドル	株式 15銘柄	86.9%		0.9%
	投資証券 3銘柄		13.1%	0.1%
香港ドル	株式 18銘柄	90.7%		1.7%
	投資証券 1銘柄		9.3%	0.2%
シンガポールドル	株式 5銘柄	100.0%		0.8%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%		0.3%
韓国ウォン	株式 7銘柄	100.0%		2.0%
新台湾ドル	株式 1銘柄	100.0%		1.6%

イスラエルシェケル	株式	2銘柄	100.0%		0.1%
南アフリカランド	株式	1銘柄	100.0%		0.1%
オフショア元	株式	2銘柄	100.0%		0.3%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,036,115,938	854,459,384
国債証券	6,544,705,587	4,905,290,309
地方債証券	578,797,000	1,993,274,200
特殊債券	838,323,825	771,659,081
社債券	2,347,961,500	2,423,536,700
派生商品評価勘定	669,970	8,419,340
未収入金	33,594	87,670
未収利息	17,487,622	16,005,604
前払費用	1,048,178	755,022
差入委託証拠金	7,448,225	8,342,333
流動資産合計	11,372,591,439	10,981,829,643
資産合計	11,372,591,439	10,981,829,643
負債の部		
流動負債		
未払解約金	43,130,591	9,514,668
未払利息	2,810	2,504
その他未払費用	2,790	29,960
流動負債合計	43,136,191	9,547,132
負債合計	43,136,191	9,547,132
純資産の部		
元本等		
元本	8,001,764,246	7,731,594,948
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	3,327,691,002	3,240,687,563
元本等合計	11,329,455,248	10,972,282,511
純資産合計	11,329,455,248	10,972,282,511
負債純資産合計	11,372,591,439	10,981,829,643

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。 <p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
--	---

(貸借対照表に関する注記)

2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における</p> <p>当該親投資信託の元本額 7,190,168,998円</p> <p>期中追加設定元本額 1,349,112,212円</p> <p>期中一部解約元本額 537,516,964円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント日本債券ファンド (適格機関投資家限定) 1,698,976,192円</p> <p>ラッセル・インベストメント日本債券ファンド (適格機関投資家限定) 440,280,420円</p> <p>ラッセル・インベストメント日本債券ファンド 1 (適格機関投資家限定) 5,784,231,011円</p> <p>ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型) 19,568,890円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 9,428,538円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 31,370,359円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 17,908,836円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における</p> <p>当該親投資信託の元本額 8,001,764,246円</p> <p>期中追加設定元本額 527,935,036円</p> <p>期中一部解約元本額 798,104,334円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント日本債券ファンド (適格機関投資家限定) 1,575,617,276円</p> <p>ラッセル・インベストメント日本債券ファンド (適格機関投資家限定) 359,698,914円</p> <p>ラッセル・インベストメント日本債券ファンド 1 (適格機関投資家限定) 5,584,359,738円</p> <p>ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型) 146,759,526円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 9,612,744円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 36,867,564円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 18,679,186円</p>

計	8,001,764,246円	計	7,731,594,948円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	8,001,764,246口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	7,731,594,948口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等でありませす。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っております。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませす。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載してあります。</p> <p>デリバティブ取引等</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左 同左
----------------------------	--	--------------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	34,603,057	22,035,023
地方債証券	5,736,000	9,179,300
特殊債券	3,975,222	3,029,308
社債券	1,052,700	12,898,400
合計	45,366,979	47,142,031

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連（2017年11月20日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	150,458,380	-	150,950,000	491,620
	売建	302,100,000	-	301,920,000	180,000
合計		452,558,380	-	452,870,000	671,620

債券関連（2018年11月19日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,563,056,000	-	1,571,476,000	8,420,000
合計		1,563,056,000	-	1,571,476,000	8,420,000

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4159円 (14,159円)	1.4191円 (14,191円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第387回 利付国債(2年)	80,000,000	80,291,200	
	第389回 利付国債(2年)	240,000,000	240,955,200	
	第391回 利付国債(2年)	30,000,000	30,132,600	
	第392回 利付国債(2年)	130,000,000	130,603,200	
	第117回 利付国債(5年)	70,000,000	70,086,100	
	第135回 利付国債(5年)	60,000,000	60,574,200	
	第136回 利付国債(5年)	70,000,000	70,693,000	
	第137回 利付国債(5年)	30,000,000	30,298,500	
	第8回 利付国債(40年)	30,000,000	34,294,200	
	第10回 利付国債(40年)	1,000,000	981,810	
	第11回 利付国債(40年)	93,000,000	87,872,910	
	第330回 利付国債(10年)	38,000,000	39,670,480	
	第333回 利付国債(10年)	80,000,000	82,977,600	
	第334回 利付国債(10年)	30,000,000	31,161,000	
	第338回 利付国債(10年)	100,000,000	103,020,000	
	第339回 利付国債(10年)	86,000,000	88,672,020	
	第340回 利付国債(10年)	178,000,000	183,617,680	
	第341回 利付国債(10年)	60,000,000	61,514,400	
	第342回 利付国債(10年)	70,000,000	70,772,100	
	第343回 利付国債(10年)	60,000,000	60,615,600	
	第345回 利付国債(10年)	120,000,000	121,066,800	
	第346回 利付国債(10年)	20,000,000	20,158,000	
	第347回 利付国債(10年)	190,000,000	191,383,200	
	第348回 利付国債(10年)	180,000,000	181,108,800	
	第351回 利付国債(10年)	36,000,000	36,085,320	
	第352回 利付国債(10年)	97,000,000	97,094,090	
	第27回 利付国債(30年)	15,000,000	20,181,000	
	第30回 利付国債(30年)	20,000,000	26,351,200	
	第31回 利付国債(30年)	20,000,000	26,046,200	
	第33回 利付国債(30年)	49,000,000	62,182,470	
	第34回 利付国債(30年)	90,000,000	118,121,400	
	第36回 利付国債(30年)	15,000,000	19,160,250	
	第40回 利付国債(30年)	25,000,000	30,981,500	
	第42回 利付国債(30年)	40,000,000	48,710,400	
	第46回 利付国債(30年)	5,000,000	5,863,150	

第47回	利付国債(30年)	15,000,000	17,944,950	
第48回	利付国債(30年)	10,000,000	11,490,400	
第49回	利付国債(30年)	4,000,000	4,595,600	
第60回	利付国債(30年)	44,000,000	44,682,880	
第110回	利付国債(20年)	60,000,000	72,230,400	
第113回	利付国債(20年)	60,000,000	72,626,400	
第114回	利付国債(20年)	45,000,000	54,625,050	
第118回	利付国債(20年)	90,000,000	108,766,800	
第120回	利付国債(20年)	80,000,000	92,992,000	
第121回	利付国債(20年)	60,000,000	71,956,800	
第130回	利付国債(20年)	64,000,000	76,524,160	
第136回	利付国債(20年)	80,000,000	93,869,600	
第138回	利付国債(20年)	100,000,000	116,113,000	
第143回	利付国債(20年)	100,000,000	117,778,000	
第149回	利付国債(20年)	62,000,000	72,320,520	
第150回	利付国債(20年)	38,000,000	43,755,860	
第152回	利付国債(20年)	60,000,000	67,254,000	
第153回	利付国債(20年)	87,000,000	98,867,670	
第154回	利付国債(20年)	75,000,000	83,998,500	
第155回	利付国債(20年)	3,000,000	3,259,140	
第156回	利付国債(20年)	225,000,000	221,764,500	
第157回	利付国債(20年)	35,000,000	33,222,350	
第160回	利付国債(20年)	71,000,000	72,955,340	
第161回	利付国債(20年)	52,000,000	52,437,840	
第162回	利付国債(20年)	109,000,000	109,648,550	
第163回	利付国債(20年)	30,000,000	30,128,700	
第20回	利付国債(物価連動10年)	190,000,000	199,971,200	
第22回	利付国債(物価連動10年)	185,000,000	196,001,519	
第25回	メキシコ合衆国円貨債券	100,000,000	100,211,000	
国債証券合計		4,592,000,000	4,905,290,309	
地方債証券	第703回	東京都公募公債	100,000,000	103,006,000
	第724回	東京都公募公債	200,000,000	206,674,000
	第725回	東京都公募公債	100,000,000	103,143,000
	第734回	東京都公募公債	100,000,000	102,932,000
	第2回	東京都公募公債	100,000,000	101,489,000
	第16回	東京都公募公債	100,000,000	117,432,000
	第32回	東京都公募公債(20年)	100,000,000	110,969,000
	第12回	平成29年度静岡県公募公債(5年)	200,000,000	200,162,000
	第4回	静岡県公募公債(15年)	100,000,000	110,654,000
	第16回	平成21年度愛知県公募公債	200,000,000	241,422,000
	第136回	共同発行市場公募地方債	150,000,000	154,896,000
	平成30年度第1回	堺市公募公債	40,000,000	40,195,200
	第20回	名古屋市公募公債(20年)	100,000,000	100,088,000
	第10回	平成29年度福岡市公募公債(5年)	200,000,000	200,162,000
	平成30年度第6回	福岡市公募公債(5年)	100,000,000	100,050,000
地方債証券合計		1,890,000,000	1,993,274,200	
特殊債券	第6回	政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	100,424,000
	第103回	貸付債権担保住宅金融支援機構債券	82,906,000	85,538,265

	第104回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,376,000	85,968,159	
	第106回 貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,919,000	86,854,657	
	第17回 韓国輸出入銀行円貨債券	100,000,000	100,019,000	
	第3回 公営企業債券(20年)	300,000,000	312,855,000	
特殊債券合計		752,201,000	771,659,081	
社債券	第23回 フランス相互信用連合銀行円貨社債	100,000,000	99,809,000	
	第8回 ノルデア・バンク・アクツィエボラーク・プブリクト円貨	100,000,000	100,282,000	
	第4回 ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー円貨社債	100,000,000	98,071,000	
	第48回 韓国産業銀行円貨債券	100,000,000	100,092,000	
	第15回 ゼネラル・エレクトリック・キャピタル・コーポレーション	100,000,000	101,155,000	
	第17回 シティグループ・インク円貨社債	100,000,000	103,368,000	
	第11回 ナショナルオーストラリア銀行円貨社債	100,000,000	100,162,000	
	第1回 パーソルホールディングス	100,000,000	100,032,000	
	第5回 株式会社三越伊勢丹ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,020,000	
	第18回 東急不動産ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,918,000	
	第70回 新日本製鐵株式会社無担保社債	100,000,000	102,909,000	
	第47回 川崎重工業株式会社無担保社債	100,000,000	99,909,000	
	第3回 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス	100,000,000	100,067,000	
	第33回 株式会社丸井グループ無担保社債	100,000,000	100,067,000	
	第26回 東京センチュリーリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,110,000	
	第56回 日立キャピタル株式会社無担保社債	100,000,000	100,128,000	
	第105回 三菱地所株式会社無担保社債	100,000,000	103,550,000	
	第17回 光通信	100,000,000	99,923,000	
	第518回 中部電力株式会社社債	70,000,000	70,218,400	
	第372回 中国電力株式会社社債	100,000,000	103,939,000	
	第402回 中国電力株式会社社債	100,000,000	100,012,000	
	第304回 北陸電力株式会社社債	100,000,000	103,828,000	
	第475回 東北電力株式会社社債	70,000,000	72,152,500	
	第277回 四国電力株式会社社債	30,000,000	31,178,700	
	第443回 九州電力株式会社社債	30,000,000	30,032,100	
	第37回 東邦瓦斯株式会社無担保社債	100,000,000	102,604,000	
社債券合計		2,400,000,000	2,423,536,700	
合計			10,093,760,290	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	237,752,745	211,404,955
コール・ローン	120,650,497	267,275,417
国債証券	5,911,999,641	8,431,156,793
地方債証券	137,717,074	49,915,377
特殊債券	520,444,554	134,026,993
社債券	2,210,215,011	90,571,699
派生商品評価勘定	55,566,865	38,763,095
未収入金	119,209,954	-
未収利息	83,235,320	47,336,760
前払費用	6,788,444	13,335,049
差入委託証拠金	44,068,003	15,982,237
流動資産合計	9,447,648,108	9,299,768,375
資産合計	9,447,648,108	9,299,768,375
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	33,419,238	61,293,521
未払金	128,730,361	-
未払解約金	36,157,253	17,697,113
未払利息	327	783
その他未払費用	552,197	399,869
流動負債合計	198,859,376	79,391,286
負債合計	198,859,376	79,391,286
純資産の部		
元本等		
元本	2,915,294,650	2,973,946,593
剰余金		
剰余金又は欠損金()	6,333,494,082	6,246,430,496
元本等合計	9,248,788,732	9,220,377,089
純資産合計	9,248,788,732	9,220,377,089
負債純資産合計	9,447,648,108	9,299,768,375

(注) 「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の計算期間は毎年3月14日から翌年3月13日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2017年11月20日及び2018年11月19日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 3,327,209,849円</p> <p>期中追加設定元本額 474,118,527円</p> <p>期中一部解約元本額 886,033,726円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定） 619,249,850円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額 2,915,294,650円</p> <p>期中追加設定元本額 584,242,044円</p> <p>期中一部解約元本額 525,590,101円</p> <p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定） 592,987,333円</p>

ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	162,487,570円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	158,391,585円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド 2 (適格機関投資家限定)	1,702,650,393円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド 2 (適格機関投資家限定)	1,767,805,076円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	162,807,980円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	135,456,403円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	44,402,399円	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	36,637,844円
ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型)	9,701,021円	ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型)	36,459,119円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	58,354,261円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	61,302,665円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	124,143,916円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	152,028,791円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	31,497,260円	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	32,877,777円
計	2,915,294,650円	計	2,973,946,593円
2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,915,294,650口	2.本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2,973,946,593口
3.差入委託証拠金代用有価証券 先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として、以下のとおり差入れを行っております。 国債証券 22,871,950円		3.差入委託証拠金代用有価証券 -	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であります。投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。
-------------------	---

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価額がない場合には、事前に価額算出方法を確認した外部業者から入手する価額に基づく価額を合理的に算定された価額とし、同一銘柄の価額推移時系列比較を行っております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

区分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	53,938,935	68,674,194
地方債証券	200,469	847,002
特殊債証券	2,182,087	1,902,378
社債券	39,666,261	5,153,211
合計	95,987,752	76,576,785

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連(2017年11月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	462,414,318	-	463,536,802	1,122,484
	売建	707,626,242	-	705,789,045	1,837,197
合計		1,170,040,560	-	1,169,325,847	2,959,681

債券関連(2018年11月19日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	債券先物取引				
	買建	255,386,292	-	255,756,187	369,895
	売建	1,476,569,632	-	1,478,340,573	1,770,941
合計		1,731,955,924	-	1,734,096,760	1,401,046

(注)1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連(2017年11月20日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,453,081,435	-	2,420,894,207	32,187,228
	米ドル	1,181,374,390	-	1,166,622,667	14,751,723
	カナダドル	56,143,198	-	55,702,200	440,998
	ユーロ	522,166,994	-	518,240,670	3,926,324
	英ポンド	435,185,866	-	428,659,280	6,526,586
	スウェーデンクローネ	146,621,022	-	141,839,290	4,781,732
	ノルウェークローネ	59,355,362	-	57,670,680	1,684,682
	オーストラリアドル	2,614,450	-	2,541,600	72,850
	ニュージーランドドル	2,598,044	-	2,517,900	80,144
	南アフリカランド	47,022,109	-	47,099,920	77,811
	売建	2,453,081,435	-	2,401,706,261	51,375,174
	米ドル	1,073,992,165	-	1,063,933,703	10,058,462
	カナダドル	116,249,400	-	114,913,200	1,336,200
	メキシコペソ	9,639,000	-	9,428,400	210,600
	ユーロ	57,799,588	-	57,565,242	234,346
	英ポンド	72,665,592	-	71,247,356	1,418,236
	ポーランドズロチ	74,474,790	-	74,330,970	143,820
	オーストラリアドル	417,237,900	-	400,124,280	17,113,620
	ニュージーランドドル	275,667,840	-	258,809,600	16,858,240
シンガポールドル	227,825,500	-	225,500,750	2,324,750	
南アフリカランド	127,529,660	-	125,852,760	1,676,900	
	合計	4,906,162,870	-	4,822,600,468	19,187,946

通貨関連(2018年11月19日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,267,979,213	-	4,250,754,259	17,224,954
	米ドル	1,740,799,310	-	1,733,329,265	7,470,045
	カナダドル	114,849,044	-	113,981,780	867,264
	メキシコペソ	30,003,480	-	28,860,000	1,143,480
	ユーロ	1,101,392,877	-	1,092,675,835	8,717,042
	英ポンド	443,158,128	-	433,008,400	10,149,728
	スイスフラン	10,230,417	-	10,151,100	79,317
	スウェーデンクローネ	160,660,758	-	162,004,500	1,343,742
	ノルウェークローネ	119,396,901	-	118,059,700	1,337,201
	デンマーククローネ	23,670,636	-	23,618,800	51,836
	ハンガリーフォリント	61,087,722	-	60,873,066	214,656
	ポーランドズロチ	38,680,460	-	38,688,000	7,540
	オーストラリアドル	241,736,506	-	247,860,783	6,124,277
	ニュージーランドドル	90,758,224	-	94,070,440	3,312,216
	シンガポールドル	25,211,730	-	24,991,020	220,710
	南アフリカランド	66,343,020	-	68,581,570	2,238,550
	売建	4,342,705,453	-	4,346,609,879	3,904,426
	米ドル	1,971,125,694	-	1,965,559,088	5,566,606
	カナダドル	125,356,990	-	124,207,490	1,149,500
	メキシコペソ	155,442,790	-	149,665,580	5,777,210
	ユーロ	721,244,428	-	718,976,879	2,267,549
	英ポンド	126,882,400	-	125,726,100	1,156,300
	スイスフラン	10,323,900	-	10,151,100	172,800
	スウェーデンクローネ	25,311,900	-	26,083,350	771,450
	ハンガリーフォリント	60,126,624	-	60,873,066	746,442
	ポーランドズロチ	210,251,510	-	210,001,820	249,690
	オーストラリアドル	386,147,937	-	394,087,876	7,939,939
	ニュージーランドドル	273,079,810	-	280,863,880	7,784,070
	シンガポールドル	245,562,720	-	246,256,400	693,680
	南アフリカランド	31,848,750	-	34,157,250	2,308,500
	合計	8,610,684,666	-	8,597,364,138	21,129,380

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2016年11月19日 至 2017年11月20日	自 2017年11月21日 至 2018年11月19日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	2017年11月20日現在	2018年11月19日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.1725円 (31,725円)	3.1004円 (31,004円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	米ドル	TSY INFL IX N/B-0.125%-20/04/15	520,000.00	550,849.96		
		TSY INFL IX N/B-1.125%-21/01/15	230,000.00	265,634.96		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-22/04/15	1,181,000.00	1,186,661.50		
		TSY INFL IX N/B-0.625%-24/01/15	410,000.00	435,398.54		
		TSY INFL IX N/B-0.625%-26/01/15	190,000.00	195,712.07		
		TSY INFL IX N/B-0.375%-27/01/15	4,800,000.00	4,738,637.39		
		TSY INFL IX N/B-2.125%-41/02/15	510,000.00	688,803.27		
		TSY INFL IX N/B-1.375%-44/02/15	1,788,300.00	1,986,434.43		
		US TREASURY N/B-1.5%-18/12/31	3,700,000.00	3,696,855.00		
		US TREASURY N/B-1.125%-19/05/31	2,500,000.00	2,481,550.00		
		US TREASURY N/B-1.625%-19/08/31	1,250,000.00	1,239,887.50		
		US TREASURY N/B-1.5%-20/05/31	1,065,000.00	1,044,243.15		
		US TREASURY N/B-1.75%-20/10/31	824,000.00	807,231.60		
		US TREASURY N/B-1.125%-21/02/28	4,500,000.00	4,330,890.00		
		US TREASURY N/B-3.125%-21/05/15	759,000.00	764,161.20		
		US TREASURY N/B-1.125%-21/06/30	1,445,000.00	1,382,908.35		
		US TREASURY N/B-2.0%-21/08/31	335,000.00	327,385.45		
		US TREASURY N/B-2.75%-23/05/31	280,000.00	278,434.80		
		US TREASURY N/B-2.0%-25/02/15	272,000.00	257,094.40		
		US TREASURY N/B-2.125%-25/05/15	676,000.00	642,172.96		
		US TREASURY N/B-1.5%-26/08/15	1,596,000.00	1,429,042.44		
		US TREASURY N/B-2.25%-27/08/15	1,590,000.00	1,491,626.70		
		US TREASURY N/B-2.25%-27/11/15	937,000.00	877,116.33		
		US TREASURY N/B-5.5%-28/08/15	315,000.00	378,715.05		
		US TREASURY N/B-5.375%-31/02/15	535,000.00	657,317.05		
		US TREASURY N/B-4.5%-36/02/15	385,000.00	452,721.50		
		US TREASURY N/B-2.875%-43/05/15	575,000.00	531,742.75		
		US TREASURY N/B-2.5%-46/05/15	315,000.00	267,847.65		
	米ドル 計			33,483,300.00	33,387,076.00 (3,763,725,077)	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT-1.75%-19/09/01	160,000.00	159,664.00		
		CANADIAN GOVERNMENT-0.5%-22/03/01	165,000.00	155,786.40		
		CANADIAN GOVERNMENT-2.5%-24/06/01	460,000.00	464,181.40		
		CANADIAN GOVERNMENT-1.0%-27/06/01	377,000.00	337,475.32		
CANADIAN GOVERNMENT-2.0%-28/06/01		320,000.00	309,888.00			
CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-41/06/01		100,000.00	126,786.00			
カナダドル 計			1,582,000.00	1,553,781.12 (133,112,428)		
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT-5.0%-19/12/11	11,050,000.00	10,649,990.00			
	MEX BONOS DESARR FIX RT-6.5%-21/06/10	1,423,000.00	1,353,415.30			

	MEX BONOS DESARR FIX RT-6.5%-22/06/09	3,350,000.00	3,123,339.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%-23/12/07	5,065,400.00	4,908,828.48
	MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-24/12/05	13,433,800.00	14,155,329.39
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%-27/06/03	12,394,000.00	11,289,446.72
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-31/05/29	3,160,000.00	2,812,242.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%-36/11/20	350,000.00	371,206.50
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%-38/11/18	3,220,000.00	2,961,434.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%-42/11/13	4,485,000.00	3,770,091.00
	メキシコペソ 計	57,931,200.00	55,395,322.39 (309,659,852)
ユーロ	BELGIUM KINGDOM-4.25%-22/09/28	1,500,000.00	1,761,063.00
	BELGIUM KINGDOM-4.25%-41/03/28	280,000.00	419,143.20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.3%-19/10/31	2,000,000.00	2,088,504.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.85%-22/01/31	155,000.00	183,002.30
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-0.45%-22/10/31	56,000.00	56,168.33
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.6%-25/04/30	54,000.00	56,004.15
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.3%-26/10/31	1,925,000.00	1,920,880.50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-1.4%-28/04/30	113,000.00	111,312.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.2%-37/01/31	265,000.00	339,889.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.45%-66/07/30	800,000.00	873,168.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.5%-24/05/15	725,000.00	791,218.60
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-1.0%-25/08/15	975,000.00	1,041,007.50
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.5%-26/02/15	203,000.00	209,428.19
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-4.25%-39/07/04	220,000.00	362,637.08
	BUONI POLIENNALI DEL TES-1.45%-22/09/15	2,200,000.00	2,123,783.20
	BUONI POLIENNALI DEL TES-1.45%-25/05/15	180,000.00	162,986.40
	BUONI POLIENNALI DEL TES-1.25%-26/12/01	595,000.00	516,811.54
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.05%-27/08/01	625,000.00	565,739.25
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.0%-28/02/01	361,000.00	324,318.79
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.45%-33/09/01	182,000.00	157,237.99
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.25%-36/09/01	400,000.00	326,012.80
	BUONI POLIENNALI DEL TES-5.0%-40/09/01	360,000.00	408,155.86
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.45%-48/03/01	275,000.00	249,404.85
	FRANCE (GOVT OF)-0.0%-22/05/25	520,000.00	524,729.76
	FRANCE (GOVT OF)-1.75%-66/05/25	425,000.00	405,700.44
	FRANCE GOVERNMENT-3.75%-21/04/25	325,000.00	358,350.85
	FRANCE GOVERNMENT-3.25%-21/10/25	172,000.00	190,412.60
	FRANCE GOVERNMENT-4.25%-23/10/25	140,000.00	169,759.52
	FRANCE GOVERNMENT-1.75%-24/11/25	430,000.00	471,052.10
	FRANCE GOVERNMENT-4.5%-41/04/25	675,000.00	1,070,428.50
	HELLENIC REPUBLIC-3.375%-25/02/15	350,000.00	334,012.00
	IRISH TREASURY-5.4%-25/03/13	611,000.00	794,917.11
	NETHERLANDS GOVERNMENT-5.5%-28/01/15	103,000.00	150,428.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT-2.75%-47/01/15	170,000.00	238,285.94
	REPUBLIC OF AUSTRIA-3.65%-22/04/20	330,000.00	375,323.52
	REPUBLIC OF AUSTRIA-1.65%-24/10/21	60,000.00	65,573.64
	REPUBLIC OF AUSTRIA-0.75%-26/10/20	258,000.00	264,744.63
	ユーロ 計	19,018,000.00	20,461,595.34 (2,631,565,776)
英ポンド	UK TSY-5.0%-25/03/07	220,000.00	272,412.80
	UK TSY-2.0%-25/09/07	140,000.00	148,155.84
	UK TSY-1.25%-27/07/22	760,000.00	755,868.79

	UK TSY-4.25%-36/03/07	935,000.00	1,272,187.18
	UK TSY-3.25%-44/01/22	375,000.00	468,937.50
	英債券 計	2,430,000.00	2,917,562.11 (421,937,832)
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK-4.5%-39/11/15	500,000.00	854,544.00
	デンマーククローネ 計	500,000.00	854,544.00 (14,732,338)
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND-2.0%-21/04/25	1,565,000.00	1,571,260.00
	POLAND GOVERNMENT BOND-1.75%-21/07/25	520,000.00	518,284.00
	POLAND GOVERNMENT BOND-5.75%-21/10/25	159,000.00	176,251.50
	POLAND GOVERNMENT BOND-4.0%-23/10/25	2,921,000.00	3,120,212.20
	POLAND GOVERNMENT BOND-2.5%-26/07/25	3,818,000.00	3,663,752.80
	POLAND GOVERNMENT BOND-5.75%-29/04/25	406,000.00	494,410.56
	ポーランドズロチ 計	9,389,000.00	9,544,171.06 (284,511,739)
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.25%-19/03/15	96,000.00	97,046.73
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.5%-20/04/15	630,000.00	651,453.39
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.75%-20/11/21	610,000.00	606,274.26
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-5.75%-22/07/15	223,000.00	250,782.76
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.25%-22/11/21	550,000.00	550,178.20
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-27/11/21	275,000.00	277,029.36
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.75%-37/04/21	300,000.00	330,570.24
	オーストラリアドル 計	2,684,000.00	2,763,334.94 (227,975,132)
ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT-5.0%-19/03/15	779,000.00	787,217.71
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-5.5%-23/04/15	900,000.00	1,025,334.06
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.75%-25/04/15	130,000.00	132,722.04
	NEW ZEALAND GVT ILB-0.0%-25/09/20	580,000.00	658,063.74
	ニュージーランドドル 計	2,389,000.00	2,603,337.55 (201,446,259)
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT-1.625%-19/10/01	90,000.00	89,685.05
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.0%-20/07/01	90,000.00	89,928.00
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.25%-21/06/01	450,000.00	451,701.80
	SINGAPORE GOVERNMENT-1.25%-21/10/01	240,000.00	234,450.30
	SINGAPORE GOVERNMENT-3.125%-22/09/01	300,000.00	310,454.61
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.75%-23/07/01	445,000.00	454,701.00
	SINGAPORE GOVERNMENT-3.0%-24/09/01	370,000.00	383,875.00
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.375%-25/06/01	140,000.00	140,210.00
	SINGAPORE GOVERNMENT-2.125%-26/06/01	90,000.00	88,380.00
SINGAPORE GOVERNMENT-3.5%-27/03/01	755,000.00	816,910.00	
	シンガポールドル 計	2,970,000.00	3,060,295.76 (251,219,678)
マレーシアリングット	MALAYSIA GOVERNMENT-3.654%-19/10/31	1,240,000.00	1,242,419.24
	MALAYSIA GOVERNMENT-4.048%-21/09/30	1,240,000.00	1,252,222.29
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.795%-22/09/30	710,000.00	709,009.60
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.8%-23/08/17	1,770,000.00	1,759,732.80
	MALAYSIA GOVERNMENT-4.059%-24/09/30	1,100,000.00	1,099,329.14
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.955%-25/09/15	1,050,000.00	1,039,800.20
	マレーシアリングット 計	7,110,000.00	7,102,513.27 (191,270,682)

国債証券合計				8,431,156,793 (8,431,156,793)
地方債証券	カナダドル	MANITOBA PROVINCE-4.4%-25/09/05	535,000.00	582,647.10
	カナダドル 計		535,000.00	582,647.10 (49,915,377)
地方債証券合計				49,915,377 (49,915,377)
特殊債券	米ドル	KFW-2.375%-21/08/25	500,000.00	492,090.00
	米ドル 計		500,000.00	492,090.00 (55,473,305)
	カナダドル	EXPORT DEVELOPMNT CANADA-1.8%-22/09/01	200,000.00	195,016.00
	カナダドル 計		200,000.00	195,016.00 (16,707,020)
	オーストラリアドル	EUROPEAN INVESTMENT BANK-6.5%-19/08/07	120,000.00	123,698.83
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-6.0%-20/08/06	590,000.00	625,957.76
オーストラリアドル 計		710,000.00	749,656.59 (61,846,668)	
特殊債券合計				134,026,993 (134,026,993)
社債券	米ドル	SHELL INTERNATIONAL FIN-3.5%-23/11/13	335,000.00	333,124.00
	米ドル 計		335,000.00	333,124.00 (37,553,068)
	ユーロ	GENERAL ELECTRIC CO-1.5%-29/05/17	500,000.00	412,243.46
	ユーロ 計		500,000.00	412,243.46 (53,018,631)
社債券合計				90,571,699 (90,571,699)
合計				8,705,670,862 (8,705,670,862)

有価証券明細表注記

- 通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率	
米ドル	国債証券	28銘柄	-	97.6%	43.2%
	特殊債券	1銘柄	-	1.4%	0.6%
	社債券	1銘柄	-	1.0%	0.4%
カナダドル	国債証券	6銘柄	-	66.6%	1.5%
	地方債証券	1銘柄	-	25.0%	0.6%
	特殊債券	1銘柄	-	8.4%	0.2%
メキシコペソ	国債証券	10銘柄	-	100.0%	3.6%
ユーロ	国債証券	37銘柄	-	98.0%	30.2%
	社債券	1銘柄	-	2.0%	0.6%
英ポンド	国債証券	5銘柄	-	100.0%	4.8%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	-	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	6銘柄	-	100.0%	3.3%
オーストラリアドル	国債証券	7銘柄	-	78.7%	2.6%
	特殊債券	2銘柄	-	21.3%	0.7%
ニュージーランドドル	国債証券	4銘柄	-	100.0%	2.3%
シンガポールドル	国債証券	10銘柄	-	100.0%	2.9%
マレーシアリングット	国債証券	6銘柄	-	100.0%	2.2%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は2018年12月末現在のファンドの現況です。

安定型

資産総額	268,092,668 円
負債総額	471,782 円
純資産総額(-)	267,620,886 円
発行済口数	190,575,706 口
1口当たり純資産額(/)	1.4043 円

安定成長型

資産総額	1,012,274,703 円
負債総額	3,838,059 円
純資産総額(-)	1,008,436,644 円
発行済口数	699,609,953 口
1口当たり純資産額(/)	1.4414 円

成長型

資産総額	461,646,068 円
負債総額	945,680 円
純資産総額(-)	460,700,388 円
発行済口数	320,953,953 口
1口当たり純資産額(/)	1.4354 円

(参考) 以下は2018年12月末現在の各マザーファンドの現況です。

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

資産総額	37,419,198,264 円
負債総額	301,625,801 円
純資産総額(-)	37,117,572,463 円
発行済口数	17,884,057,330 口
1口当たり純資産額(/)	2.0755 円

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産総額	31,306,765,715 円
負債総額	446,499,332 円
純資産総額(-)	30,860,266,383 円
発行済口数	12,067,607,975 口
1口当たり純資産額(/)	2.5573 円

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

資産総額	11,016,558,558 円
負債総額	150,249,936 円
純資産総額(-)	10,866,308,622 円
発行済口数	7,605,295,609 口
1口当たり純資産額(/)	1.4288 円

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

資産総額	9,237,900,341 円
負債総額	184,708,420 円
純資産総額(-)	9,053,191,921 円
発行済口数	2,920,898,112 口
1口当たり純資産額(/)	3.0995 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2018年12月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：2017年12月15日 資本金490百万円に減資

(2)会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセラーを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況（外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。）等について、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は2018年12月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2018年12月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	35本	169,843,564,819円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	35本	169,843,564,819円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第19期 (平成28年12月31日現在)	第20期 (平成29年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,766,257	1,720,918
前払費用	25,677	23,461
未収委託者報酬	338,425	432,159
未収運用受託報酬	1,488,261	1,654,243
未収投資助言報酬	191,467	255,666
未収入金	2 114,514	20,511
繰延税金資産	-	375,206
その他流動資産	47,798	85,970
流動資産合計	3,972,402	4,568,138
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	135,039	119,508
器具備品	50,420	50,595
有形固定資産合計	1 185,459	170,103
無形固定資産		
ソフトウェア	300	-
無形固定資産合計	300	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	57,262	57,262
長期貸付金	2 171,000	171,000
投資その他の資産合計	228,262	228,262
固定資産合計	414,022	398,365
資産合計	4,386,424	4,966,504

(単位：千円)

第19期
(平成28年12月31日現在)

第20期
(平成29年12月31日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金	26,247	29,333
未払金		
未払手数料	36,603	40,954
未払委託調査費	561,923	837,693
未払委託計算費	5,840	6,294
その他未払金	192,405	358,282
未払金合計	796,772	1,243,224
未払費用	57,331	104,317
未払消費税等	55,638	258,699
未払法人税等	102,616	459,314
前受金	53,813	53,813
賞与引当金	539,321	632,237
リース債務	156	162
流動負債合計	1,631,900	2,781,102
固定負債		
資産除去債務	36,531	36,940
長期未払金	800,484	872,920
長期未払費用	10,669	1,229
長期リース債務	273	110
固定負債合計	847,958	911,201
負債合計	2,479,858	3,692,304
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,609,500	490,000
資本剰余金		
資本準備金	-	13,685
資本剰余金合計	-	13,685
利益剰余金		
利益準備金	23,988	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,077	661,699
利益剰余金合計	297,066	770,513
株主資本合計	1,906,566	1,274,199
純資産合計	1,906,566	1,274,199
負債純資産合計	4,386,424	4,966,504

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第19期	第20期
	(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,130,846	1,313,922
運用受託報酬	4,709,058	6,173,936
投資助言報酬	522,734	624,116

その他収益	769,433	1,069,226
営業収益合計	7,132,073	9,181,202
営業費用		
支払手数料	132,605	145,424
広告宣伝費	190	310
調査費		
委託調査費	3,577,514	4,546,385
図書費	1,431	1,640
調査費合計	3,578,946	4,548,026
委託計算費	61,984	65,348
営業雑経費		
通信費	8,367	9,037
印刷費	10,051	9,175
協会費	11,369	11,505
営業雑経費合計	29,788	29,718
営業費用合計	3,803,515	4,788,828
一般管理費		
給料		
役員報酬	71,351	58,655
給料・手当	1,068,214	1,068,119
賞与	44,830	42,549
賞与引当金繰入額	539,321	632,237
給料合計	1,723,717	1,801,561
福利厚生費	159,549	161,989
交際費	15,239	10,293
寄付金	2,637	416
旅費交通費	29,934	28,479
租税公課	30,095	46,086
不動産賃借料	162,459	66,583
退職給付費用	157,550	150,456
消耗器具備品費	348,757	333,042
事務委託費	38,134	30,015
修繕費	6,243	7,504
水道光熱費	5,638	4,210
会議費用	3,356	1,382
固定資産減価償却費	43,559	32,503
諸経費	219,760	207,937
一般管理費合計	2,946,632	2,882,462
営業利益又は営業損失（ ）	381,926	1,509,911
営業外収益		
受取利息	1,381	2,289
その他営業外収益	3,122	2,461
営業外収益合計	4,503	4,751
営業外費用		
支払利息	71	11
為替差損	2,296	1,352
営業外費用合計	2,368	1,364
経常利益又は経常損失（ ）	384,060	1,513,298
特別損失		
割増退職金	31,673	76,795
固定資産除却損	13,700	-

特別損失合計	45,373	76,795
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	338,687	1,436,503
法人税、住民税及び事業税	65,609	490,010
法人税等調整額	-	375,206
法人税等合計	65,609	114,804
当期純利益又は当期純損失（ ）	273,077	1,321,699

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,609,500	-	-	-	-	263,877	263,877	1,873,377	1,873,377
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	23,988	263,877	239,888	239,888	239,888
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	273,077	273,077	273,077	273,077
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	23,988	9,200	33,188	33,188	33,189
当期末残高	1,609,500	-	-	-	23,988	273,077	297,066	1,906,566	1,906,566

(単位:千円)

第20期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,609,500	-	-	-	23,988	273,077	297,066	1,906,566	1,906,566
当期変動額									
剰余金の配当	-	13,685	1,119,500	1,105,814	84,825	933,077	848,252	1,954,066	1,954,066
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	1,321,699	1,321,699	1,321,699	1,321,699
資本金から その他資本剰余金 への振替	1,119,500	-	1,119,500	1,119,500	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	1,119,500	13,685	-	13,685	84,825	388,622	473,447	632,366	632,366
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	661,699	770,513	1,274,199	1,274,199

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

第19期 平成28年12月31日現在		第20期 平成29年12月31日現在	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	96,327千円	建物付属設備	115,337千円
器具備品	115,466千円	器具備品	128,659千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
未収入金	19,045千円	未収入金	20,152千円
長期貸付金	5,000千円	長期貸付金	5,000千円

(損益計算書関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
*1 固定資産除却損		該当事項はありません。	
建物付属設備	10,804千円		
器具備品	2,895千円		
	<u>13,700千円</u>		

(株主資本等変動計算書関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項		1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項	

株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)		
発行済株式					発行済株式						
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090		
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090		
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額						
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 株主総会	普通株式	19,146 千円	561.65円	平成27年12月31日	平成28年5月20日	平成29年3月28日 株主総会	普通株式	248,252 千円	7,282.25円	平成28年12月31日	平成29年4月4日
平成28年11月19日 株主総会	普通株式	220,741 千円	6,475.26円	平成27年12月31日	平成28年11月30日	平成29年10月26日 株主総会	普通株式	600,000 千円	17,600.46円	平成29年6月30日	平成29年10月27日
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの						平成29年11月6日 株主総会	普通株式	1,105,814 千円	32,438.07円	平成29年6月30日	平成29年12月18日
						(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					
決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日					
平成29年3月28日 株主総会	普通株式	248,252 千円	利益 剰余金	7,282.25円	平成28年12月31日	平成29年4月4日					

(リース取引関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	

2. 金融商品の時価等に関する事項 平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)				2. 金融商品の時価等に関する事項 平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。 (単位：千円)				
	貸借対照表計上額()	時価()	差額		貸借対照表計上額()	時価()	差額	
(1)預金	1,766,257	1,766,257	-	(1)預金	1,720,918	1,720,918	-	
(2)未収委託者報酬	338,425	338,425	-	(2)未収委託者報酬	432,159	432,159	-	
(3)未収運用受託報酬	1,488,261	1,488,261	-	(3)未収運用受託報酬	1,654,243	1,654,243	-	
(4)未払金	(778,822)	(778,822)	-	(4)未収投資助言報酬	255,666	255,666	-	
()負債に計上されているものについては、()で示しております。				(5)未払金	(1,243,224)	(1,243,224)	-	
(注1) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、並びに(4)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。				(6)未払消費税等	(258,699)	(258,699)	-	
(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)				(7)未払法人税等	(459,314)	(459,314)	-	
		1年以内	1年超 5年以内	5年超	()負債に計上されているものについては、()で示しております。			
(1)預金	1,766,257	-	-	-	(注1) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未払金、(6)未払消費税等、並びに(7)未払法人税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			
(2)未収委託者報酬	338,425	-	-	-	(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)			
(3)未収運用受託報酬	1,488,261	-	-	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超
		1年以内	1年超 5年以内	5年超	(1)預金	1,720,918	-	-
					(2)未収委託者報酬	432,159	-	-
					(3)未収運用受託報酬	1,654,243	-	-
					(4)未収投資助言報酬	255,666	-	-

(有価証券関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。
2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。	2. 当期中に売却したその他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第19期	第20期

平成28年12月31日現在	平成29年12月31日現在																		
<p>1.採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p>																		
<p>2.退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>長期未払金の当期首残高</td><td>769,305</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>108,829</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>77,650</td></tr> <tr><td>長期未払金の当期末残高</td><td>800,484</td></tr> </table>	長期未払金の当期首残高	769,305	退職給付費用	108,829	退職給付の支払額	77,650	長期未払金の当期末残高	800,484	<p>2.退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tr><td>長期未払金の当期首残高</td><td>800,484</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>102,852</td></tr> <tr><td>退職給付の支払額</td><td>30,556</td></tr> <tr><td>その他</td><td>140</td></tr> <tr><td>長期未払金の当期末残高</td><td>872,920</td></tr> </table>	長期未払金の当期首残高	800,484	退職給付費用	102,852	退職給付の支払額	30,556	その他	140	長期未払金の当期末残高	872,920
長期未払金の当期首残高	769,305																		
退職給付費用	108,829																		
退職給付の支払額	77,650																		
長期未払金の当期末残高	800,484																		
長期未払金の当期首残高	800,484																		
退職給付費用	102,852																		
退職給付の支払額	30,556																		
その他	140																		
長期未払金の当期末残高	872,920																		
<p>(2)退職給付費用 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>108,829</td></tr> </table>	簡便法で計算した退職給付費用	108,829	<p>(2)退職給付費用 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>102,852</td></tr> </table>	簡便法で計算した退職給付費用	102,852														
簡便法で計算した退職給付費用	108,829																		
簡便法で計算した退職給付費用	102,852																		
<p>3.確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>確定拠出制度への要拠出額</td><td>48,720</td></tr> </table>	確定拠出制度への要拠出額	48,720	<p>3.確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>確定拠出制度への要拠出額</td><td>47,604</td></tr> </table>	確定拠出制度への要拠出額	47,604														
確定拠出制度への要拠出額	48,720																		
確定拠出制度への要拠出額	47,604																		

(ストック・オプション等関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在																																										
<p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>税務上の繰越欠損金</td><td>104,951</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>188,305</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>166,418</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>35,032</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td>247,005</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td>3,292</td></tr> <tr><td>その他</td><td>19,182</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>764,187</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>764,187</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>0</td></tr> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	104,951	未払費用	188,305	賞与引当金	166,418	資産除去債務	35,032	長期未払金	247,005	長期未払費用	3,292	その他	19,182	繰延税金資産合計	764,187	評価性引当額	764,187	繰延税金資産の純額	0	<p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>277,603</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td>195,108</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>36,822</td></tr> <tr><td>長期未払金</td><td>276,669</td></tr> <tr><td>長期未払費用</td><td>379</td></tr> <tr><td>その他</td><td>26,695</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>816,279</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>441,072</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td>375,206</td></tr> </table>	繰延税金資産		未払費用	277,603	賞与引当金	195,108	資産除去債務	36,822	長期未払金	276,669	長期未払費用	379	その他	26,695	繰延税金資産合計	816,279	評価性引当額	441,072	繰延税金資産の純額	375,206
繰延税金資産																																											
税務上の繰越欠損金	104,951																																										
未払費用	188,305																																										
賞与引当金	166,418																																										
資産除去債務	35,032																																										
長期未払金	247,005																																										
長期未払費用	3,292																																										
その他	19,182																																										
繰延税金資産合計	764,187																																										
評価性引当額	764,187																																										
繰延税金資産の純額	0																																										
繰延税金資産																																											
未払費用	277,603																																										
賞与引当金	195,108																																										
資産除去債務	36,822																																										
長期未払金	276,669																																										
長期未払費用	379																																										
その他	26,695																																										
繰延税金資産合計	816,279																																										
評価性引当額	441,072																																										
繰延税金資産の純額	375,206																																										
<p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>30.86%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>7.53%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.86%	交際費等永久に損金に算入されない項目	7.53%	<p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tr><td>法定実効税率 (調整)</td><td>30.86%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>1.93%</td></tr> </table>	法定実効税率 (調整)	30.86%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%																																		
法定実効税率 (調整)	30.86%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.53%																																										
法定実効税率 (調整)	30.86%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%																																										

住民税均等割	0.20%	住民税均等割	0.01%
評価性引当額の増減	38.52%	評価性引当額の増減	22.49%
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	16.40%	その他	2.32%
その他	2.90%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.99%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.37%		
3.法人税等の変更等による影響 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の33.10%から30.86%になります。		3.法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。	

(資産除去債務関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1.当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用可能期間を10年8ヶ月と見積もり、割引率は0.525%と1.395%及び0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3.当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度において、資産の除却時点において必要とされる除却費用が、当初の見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0%で割り引き、変更前の資産除去債務残高に5,015千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。	3.当該資産除去債務の総額の増減
(単位：千円)	(単位：千円)
当期首残高	70,719
時の経過による調整額	2,100
見積りの変更による増加額	5,015
資産除去債務の履行による減少額	41,303
当期末残高	36,531
	当期首残高
	36,531
	時の経過による調整額
	409
	当期末残高
	36,940

(セグメント情報等)

第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
--

1.セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2.関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,130,846	4,709,058	522,734	769,433	7,132,073
(2)地域ごとの情報					
<p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p>					
(3)主要な顧客ごとの情報					
（単位：千円）					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（ ）	2,611,712		投資一任業・投資助言業		
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

第20期					
（自 平成29年 1月 1日					
至 平成29年12月31日）					
1.セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2.関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,313,922	6,173,936	624,116	1,069,226	9,181,202

(2)地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。		
(3)主要な顧客ごとの情報 <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>		
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	3,848,315	投資一任業・投資助言葉
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。		
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。		
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。		
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。		

(関連当事者情報)

第19期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約 の締結	貸付金の 更改	166,000	長期 貸付金	166,000
								受取利息	1,257		
								営業費用 及び一般 管理費	1,762,392	未払金	136,129

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、貸付期間は3年としております。

(注2) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第20期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国、ワシントン州シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約 の締結	営業費用 及び一般 管理費	2,372,173	未払金	331,934

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
1株当たり純資産額	55,927.43円	1株当たり純資産額 37,377.52円
1株当たり当期純利益	8,010.48円	1株当たり当期純利益 38,770.88円
損益計算書上の当期純利益	273,077千円	損益計算書上の当期純利益 1,321,699千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益	273,077千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に関する当期純利益 1,321,699千円
差額	-	差額 -
期中平均株式数		期中平均株式数
普通株式	34,090株	普通株式 34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第21期中間会計期間末

(平成30年6月30日現在)

資産の部

流動資産

預金		1,282,907
前払費用		59,610
未収委託者報酬		427,565
未収運用受託報酬		1,609,322
未収投資助言報酬		124,966
未収入金		1,231
短期貸付金		300,000
繰延税金資産		329,766
その他流動資産		75,932
流動資産計		<u>4,211,303</u>

固定資産

有形固定資産		
建物付属設備		109,977
器具備品		43,644
有形固定資産計	*2	<u>153,621</u>
投資その他の資産		
長期差入保証金		58,027
投資その他の資産計		<u>58,027</u>
固定資産計		<u>211,649</u>
資産合計		<u>4,422,952</u>

(単位：千円)

第21期中間会計期間末

(平成30年6月30日現在)

負債の部

流動負債

預り金		169,903
未払金		
未払手数料		39,474
未払委託調査費		828,079
未払委託計算費		6,533
その他未払金		434,632
未払金計		<u>1,308,719</u>
未払費用		70,245
未払法人税等		188,295
前受金		67,853
賞与引当金		336,513
リース債務		164
その他流動負債	*1	134,643
流動負債計		<u>2,276,338</u>

固定負債

資産除去債務		37,147
長期未払金		845,870
長期リース債務		27
長期未払費用		1,208
固定負債計		<u>884,255</u>

負債合計		<u>3,160,593</u>
------	--	------------------

純資産の部

株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	13,685
資本剰余金合計	13,685
利益剰余金	
利益準備金	108,814
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	649,858
利益剰余金合計	758,672
株主資本計	1,262,358
純資産合計	1,262,358
負債純資産合計	4,422,952

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第21期中間会計期間 (自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	722,693
運用受託報酬	3,407,492
投資助言報酬	311,397
その他収益	570,202
営業収益計	5,011,785
営業費用	
支払手数料	76,088
広告宣伝費	80
調査費	
委託調査費	2,561,673
図書費	1,070
調査費計	2,562,743
委託計算費	35,333
営業雑経費	
通信費	3,830
印刷費	5,523
協会費	6,035
営業雑経費計	15,389
営業費用計	2,689,635
一般管理費	
給料	
役員報酬	24,794
給料・手当	536,678
賞与	9,543
賞与引当金繰入額	336,513
給料計	907,529
福利厚生費	95,017
交際費	4,503
寄付金	203
旅費交通費	20,241
租税公課	16,534
不動産賃借料	30,966

退職給付費用		73,920
消耗器具備品費		171,249
事務委託費		10,439
修繕費		2,407
水道光熱費		2,103
会議費用		390
固定資産減価償却費	*1	16,340
諸経費		55,782
一般管理費計		1,407,631
営業利益		914,518
営業外収益		
受取利息		2,346
為替差益		7,606
その他営業外収益		2,267
営業外収益計		12,220
営業外費用		
支払利息		3
営業外費用計		3
経常利益		926,735
特別損失		
割増退職金		62,832
固定資産売却損		1,627
特別損失計		64,460
税引前中間純利益		862,274
法人税、住民税及び事業税		166,976
法人税等調整額		45,439
中間純利益		649,858

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

第21期中間会計期間 (自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日)									
	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	661,699	770,513	1,274,199	1,274,199
当中間期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	661,699	661,699	661,699	661,699
中間純利益又は 中間純損失()	-	-	-	-	-	649,858	649,858	649,858	649,858
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	11,840	11,840	11,840	11,840
当中間期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	649,858	758,672	1,262,358	1,262,358

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)	
*1 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、その他流動負債に含めて表示しております。	
*2 有形固定資産の減価償却累計額	258,518 千円

(中間損益計算書関係)

第21期中間会計期間 (自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日)		
*1 減価償却実施額	有形固定資産	16,340 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第21期中間会計期間 (自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日)					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)	
発行済株式					
普通株式	34,090	-	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	-	34,090
2. 配当に関する事項					
配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成30年5月30日 株主総会	普通株式	661,699千円	19,410.36円	平成29年12月31日	平成30年6月4日

(リース取引関係)

第21期中間会計期間 (自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成30年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。 <div style="text-align: right;">(単位：千円)</div>			
	中間貸借対照表計上額()	時価()	差額
(1)預金	1,282,907	1,282,907	-
(2)未収委託者報酬	427,565	427,565	-
(3)未収運用受託報酬	1,609,322	1,609,322	-
(4)短期貸付金	300,000	300,000	-
(5)未払金	(1,285,578)	(1,285,578)	-
() 負債に計上されているものについては、()で示しております。			
(注) 金融商品の時価の算定方法 (1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)短期貸付金、並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			

(有価証券関係)

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

第21期中間会計期間 (自 平成30年1月 1日 至 平成30年6月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第21期中間会計期間末 (平成30年6月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	36,940 千円
時の経過による調整額	206 千円
当中間会計期間末残高	37,147 千円

(セグメント情報等)

第21期中間会計期間

（自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日）

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	722,693	3,407,492	311,397	570,202	5,011,785

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	2,278,074	投資一任業・投資助言業

（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第21期中間会計期間

（自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日）

1株当たり純資産額	37,030.17円
1株当たり中間純利益	19,063.03円
中間損益計算書上の中間純利益	649,858千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益	649,858千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	34,090株

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第21期中間会計期間
(自 平成30年1月 1日
至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

以下の定款変更を行いました。

目的の変更（2017年12月15日付）

機関設計の変更（会計監査人設置会社の廃止）（2018年3月27日付）

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2018年9月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (2018年9月末現在)	(c)事業の内容
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	

野村證券株式会社は、取得申込みの受付を行いません。

(3) 各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

(4) 各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

(a)名称	(b)資本金の額 (2018年9月末現在)	(c)事業の内容
アセットマネジメントOne株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	

(参考：投資助言会社)

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

カムイ・キャピタル株式会社
 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
-------	----------	----------

ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー		

(参考：投資助言会社)

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

フィエラ・キャピタル・インク
 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
 サンダース・キャピタル・エル・エル・シー
 ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

(a)名称	(b)資本金の額 (2018年9月末現在)	(c)事業の内容
アセットマネジメントOne株式会社	2,000百万円	金融商品取引法に定める投資運用業等を営んでいます。
ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社	1,000百万円	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

(a)名称	(b)資本金の額 (2018年4月末現在)	(c)事業の内容
コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド	1.28百万英ポンド (2018年4月末現在)	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド	46百万英ポンド (2018年3月末現在)	
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円(2018年9月末現在)

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)各ファンドの外国為替予約取引に関する外部委託先運用会社

各ファンドの外国為替予約取引に係る指図を行います。

(4)各マザーファンドの運用指図に関する外部委託先運用会社

委託会社との契約により、各マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、各マザーファンドの運用指図を行います。

3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
交付目論見書の使用開始日を記載します。
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
請求目論見書の入手方法を記載します。
届出の効力に関する事項について記載します。
以下の事項を記載します。
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4) 請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5) 請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書の巻末に信託約款を掲載します。
- (7) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (10) 目論見書の表紙に登録商標または商標登録申請中であることを示す文言または記号を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年12月19日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2017年11月21日から2018年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2018年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年12月19日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2017年11月21日から2018年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2018年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2018年12月19日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2017年11月21日から2018年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2018年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年9月28日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。